

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.15

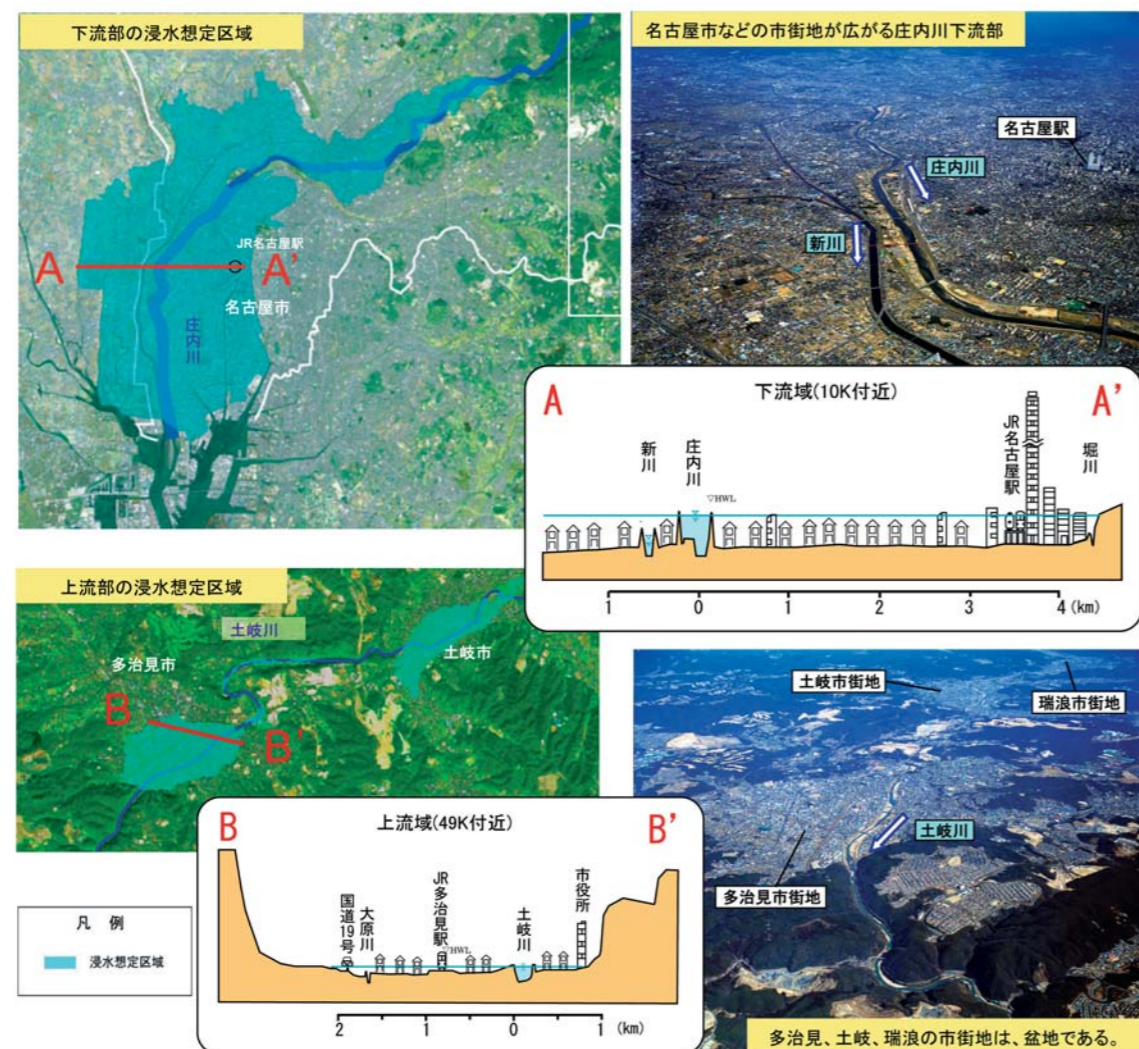
第2章 流域及び河川の現状と課題

第1節 河川整備の現状と課題

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

1 流域の特性

庄内川流域の地形を大別すると、瑞浪、土岐、多治見の3つの盆地と溪谷からなる上流部と、低平地のある平野部からなる中下流部となっている。洪水氾濫が発生した場合、この地形特性により、上流部では氾濫する範囲は狭く限定されるが、中下流部では河床が堤内地盤高よりも高く天井川化しており、氾濫流が拡散していくため氾濫区域が広範囲となる。また、中下流部の低平地には名古屋市を始めとした中部圏の中核機能が集中しており、洪水氾濫は当該地域に甚大な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃をもたらすことになる。



●図2.1.1 庄内川流域における氾濫域の状況

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

【頂いた主な意見の概要】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 洪水氾濫が発生した場合の被害は、流域の地形や人口、資産、土地利用等が大きく影響しますので、洪水氾濫からみた庄内川流域の特性を十分に踏まえた計画づくりが重要であると考えています。
- 多治見市や土岐市などの上流盆地部での氾濫範囲は、河川沿川の低地等に限定されますが、名古屋市や春日井市などの中下流域では、氾濫流が広い範囲に拡散する地形であり、また、低平地のため、内水被害も生じやすく、都市機能が集中している地域であることから甚大な被害になります。
- ◆上流部の多治見市や土岐市のように洪水時に溢れた川の水が土地の低いところに溜まり、周囲にあまり拡がらない地域のことを非拡散型氾濫域といいます。
- ◆名古屋市や春日井市などの中下流域では、洪水時に溢れた川の水が広い範囲に拡がる地形をもつ地域を拡散型氾濫域といいます。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

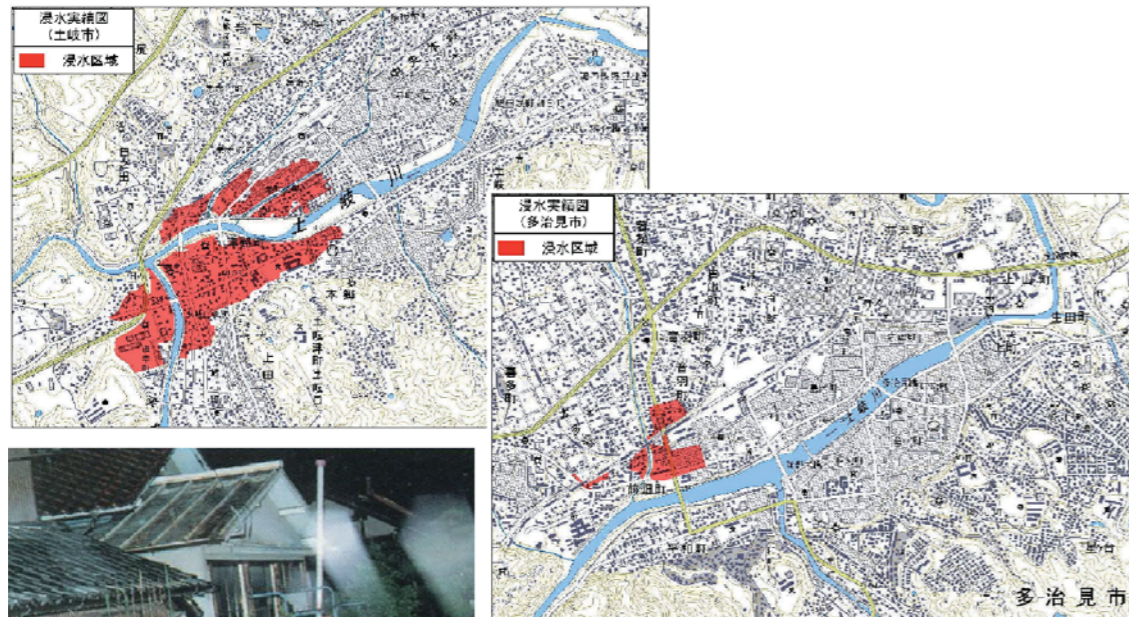
P.16

2 災害の発生状況

(1) 上流部の災害発生状況

戦後観測史上最大の洪水(基準地点多治見でピーク流量約1,840m³/sを記録)となった平成元年9月洪水では、支川等の各所で氾濫し、床上・床下合わせて463戸が浸水した。

また、平成11年6月にも平成元年9月洪水に次ぐ洪水が発生し、ピーク流量約1,490m³/sを記録し、流域内の被害は、上流部の土岐市、瑞浪市で浸水面積11.8ha、床上浸水31棟、床下浸水61棟に及んだ。



(土岐市内の浸水状況)

●図2.1.2 平成元年9月洪水による浸水実績図

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

【頂いた主な意見の概要】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川上流部における災害発生状況については、観測史上最大の平成元年9月洪水や、河川激甚災害復旧等関連緊急事業の契機となった平成11年6月洪水の被害状況や発生要因を記述しています。

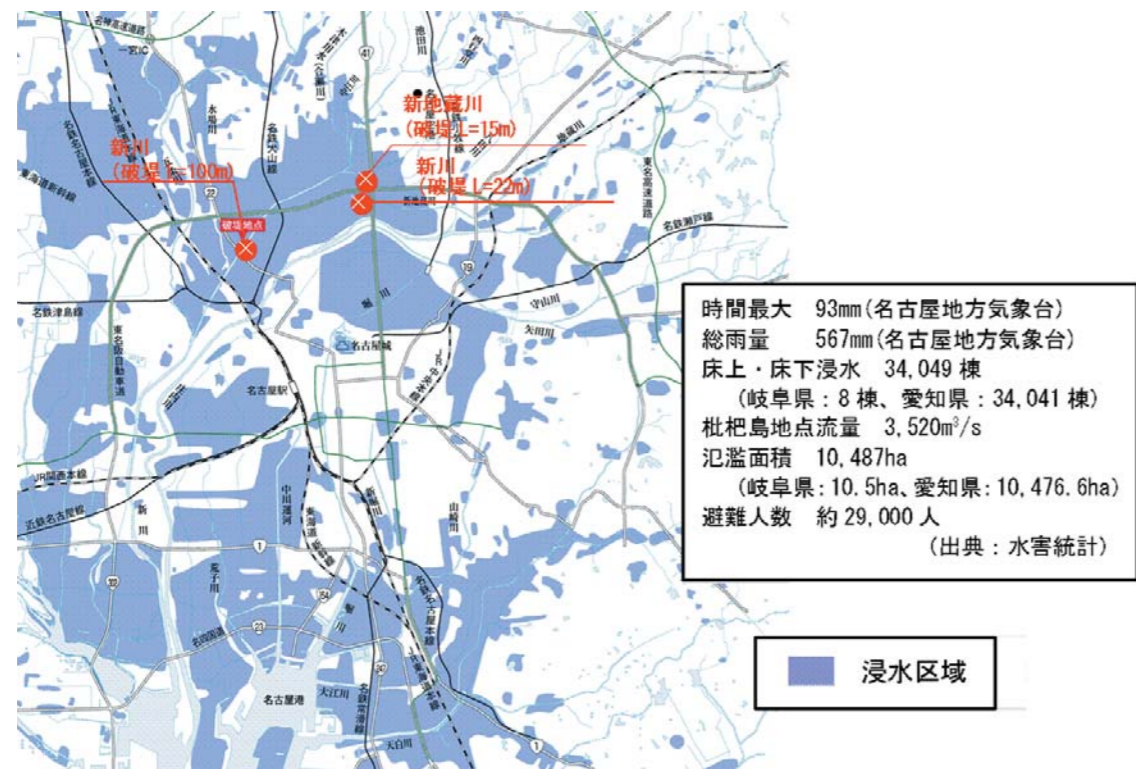
◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.16

(2) 下流部での災害発生状況

観測史上最大の洪水(基準地点枇杷島でピーク流量約3,500m³/sを記録)となった平成12年9月東海豪雨では、国道1号線・一色大橋の下流右岸において堤防を越える越水が発生し、JR関西本線橋梁から国道19号勝川橋付近までの約15kmの長い区間で計画高水位を超過するなど危険な状態が続いた。また、新川では、新川の洪水と新川洗堰を越流した庄内川の洪水により長時間高い水位が続き、左岸堤防が破堤し、甚大な浸水被害が発生した。この洪水により、2市5町の約42万人に避難勧告が出され、浸水面積約105km²、浸水家屋約34,100棟(うち床上浸水約15,800棟)となった。

P.17



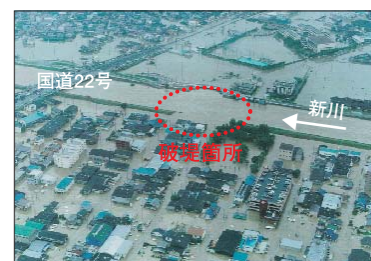
●図2.1.3 平成12年9月東海豪雨による浸水状況図



●写真2.1.1 一色大橋右岸の越水状況 (名古屋市中区)



●写真2.1.2 下之一色地区(庄内川右岸) (名古屋市中区)



●写真2.1.3 新川の破堤地点の被災状況 (名古屋市西区)



●写真2.1.4 八田川の法崩れの被災状況 (春日井市)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

【頂いた主な意見の概要】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川下流部の災害発生状況については、観測史上最大となった東海豪雨と呼ばれる平成12年9月洪水の被害状況を記述しています。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.18

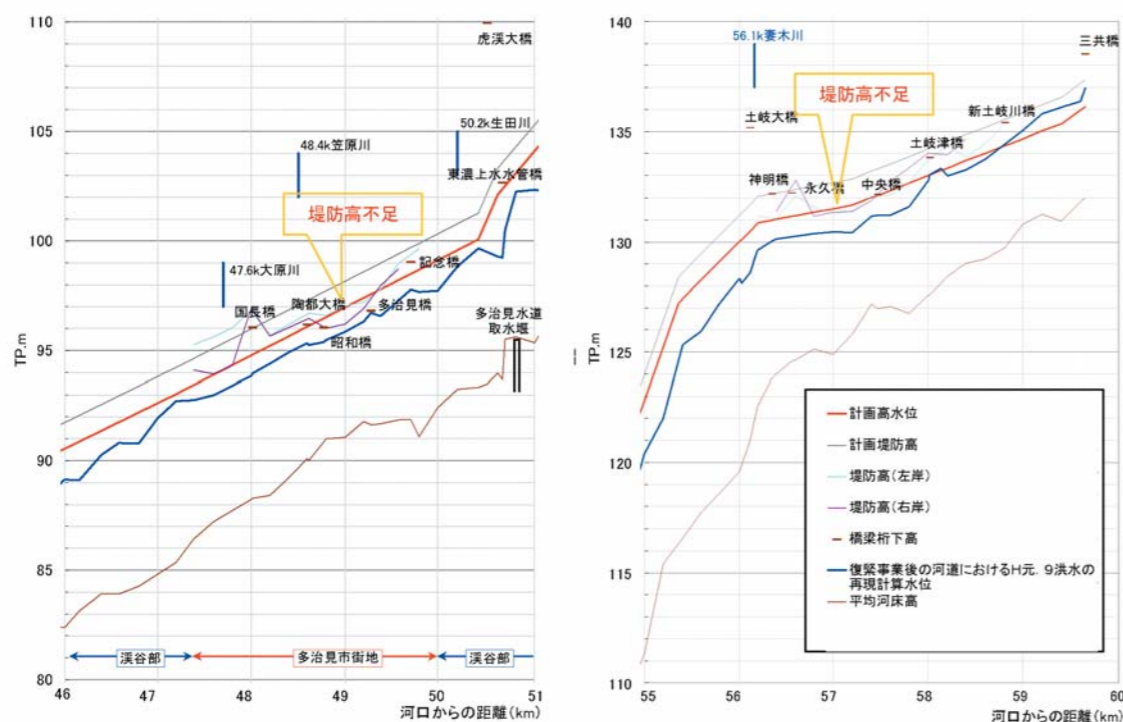
3 河道整備の現状と課題

(1) 事業と課題

1) 上流部

上流部の多治見地区、土岐地区では、平成11年6月洪水を契機とし、瑞浪市和合地区の狭窄部の拡幅による洪水流量の増加対応として、平成11年度に創設された「河川災害復旧等関連緊急事業(復緊事業)」により河道掘削、護岸整備、土岐津地区の引堤、土岐堰(中部電力土岐川発電所)撤去を実施し、平成15年度に完成した。

その後、小里川ダムが平成15年度に完成したため、土岐川の治水安全度は大幅に向上しているが、計画高水位以下の堤防が一部残っている。



●図2.1.4 庄内川水位縦断面図(上流部)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

上流部では、これまでの対策で洪水被害が減少したという認識もありますが、土砂堆積部や狭隘部での洪水対策や左右岸の堤防高の統一が期待されています。

なお、河川整備の困難性や緊急性については、重要性が分かるような表現が求められています。

【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

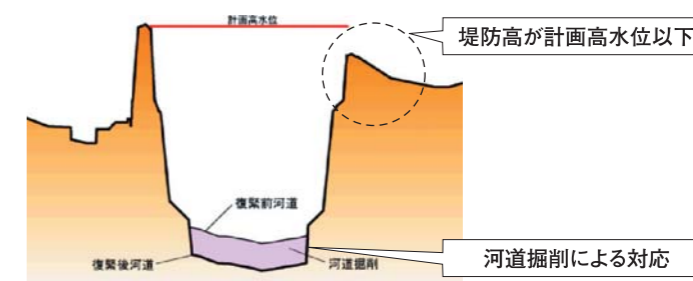
- ・河川整備の困難性や緊急性などについては、重要性がわかるようにメリハリを付けて表現すること。

<市民の意見>

- ・狭隘部の手前は頻繁に洪水が起きる。対策を施して、防止すべき。
- ・被害がなくなったので、今以上の工事の要望はない。
- ・堤防高を左右岸で同じにするべき。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 上流部では、平成11年6月の災害を契機に狭窄部の拡幅や河道掘削を中心とした「河川災害復旧等関連緊急事業(復緊事業)」を実施しました。また、平成15年度には、小里川ダムが完成したことにより、従前と比べて大幅に治水安全度が向上しました。しかし、復緊事業では、主に河道掘削を主体とした工事であったため、復緊事業終了後も一部の区間では計画高水位に満たない堤防の区間が残っているなど、まだ安全な状態とは言えません。(下図)そのため、これらを解消するための工事(堤防の高上げ等)がまだ必要であると考えています。



●復緊事業における対応と課題

- ◆河川災害復旧等関連緊急事業:河川災害復旧事業及び改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、河川の改良に関する事業を緊急的(概ね4年)かつ集中的に治水対策を実施し、再度災害防止を図るための事業。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.18

2) 中下流部

平成12年9月東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川下流部及び新川では、再び同様の洪水があった場合でも被害を最小限にすることを目的として、「河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)」に平成12年度から着手し、河道の掘削、築堤・堤防強化、橋梁の改築、新川洗堰の改築、小田井遊水地の改築、水防拠点の整備を行い平成16年度に完成した。

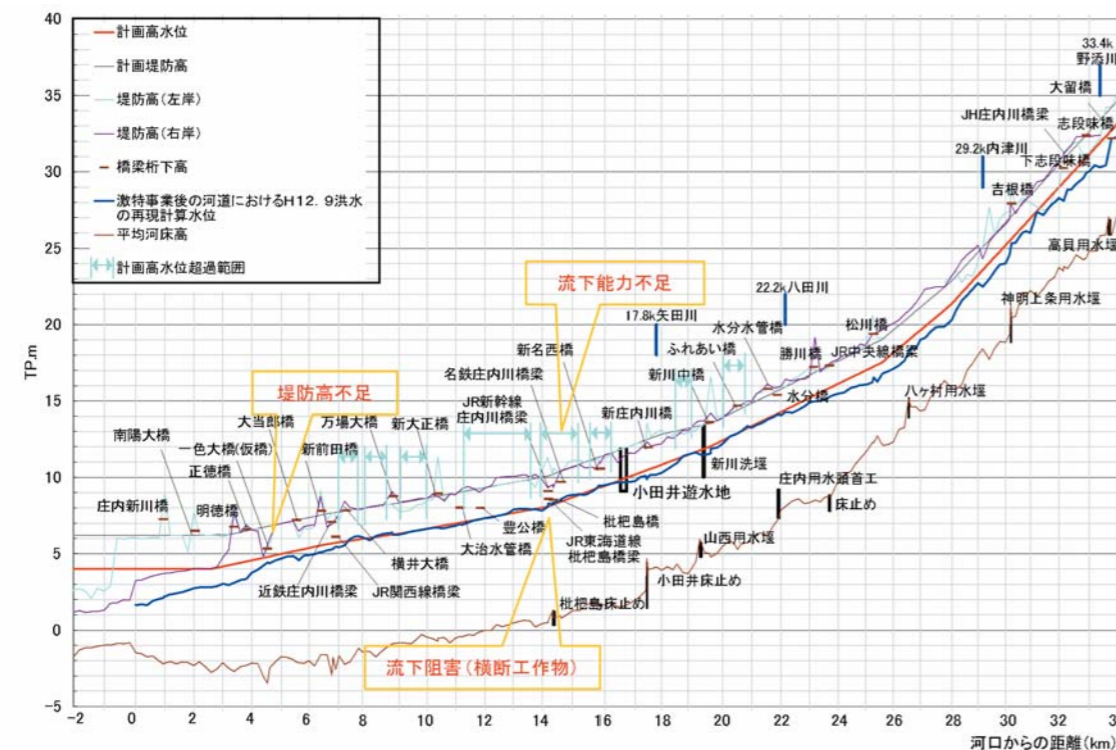
しかし、激特事業は概ね5年間の限られた期間における緊急的な再度災害防止対策であることから、対応できる河道掘削量に限界があったため、激特事業が完成しても平成12年9月洪水と同規模の洪水に対して、洪水時のピーク水位は計画高水位を上回る区間が約7km残されている。

また、河道掘削量の限界から既設排水機場の排水量を河道で対応することが出来なかったため、河川の水位が危険な状況に達した場合は排水ポンプの運転を停止せざるを得ない状況となっている。さらに、激特事業では全ての堤防を整備することが難しいことから、堤防を計画堤防高まで築堤したため、堤防高のアンバランスが生じているとともに、平成12年9月東海豪雨時には浸透による法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されていない。

中流部では、東海豪雨と同規模の洪水に対しては、概ねの治水安全度を確保しているが、地藏川等の内水対策、支川内津川の改修等の支川改修に併せた本川の河川整備が必要となっている。

支川矢田川では、平成12年9月洪水と同規模の洪水に対して、洪水時のピーク水位が計画高水位を上回る区間が約2km残されている。

P.19



●図2.1.5 庄内川水位縦断面図(下流部～中流部)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

中下流部では、河床部の土砂堆積などによる洪水が懸念され、その対策や堤防整備、また水防拠点などの防災施設整備が期待されています。

新川洗堰については、越流による新川の洪水が懸念され、新川洗堰の機能や構造についての十分な説明が求められています。

なお、河川整備の困難性や緊急性については、重要性が分かるような表現が求められています。

【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

- ・河川整備の困難性や緊急性などについては、重要性がわかるようにメリハリを付けて表現すること。

<市民意見交換会の提言>

- ・堤防の強化と水防拠点の整備を推進する必要がある。

<市民の意見>

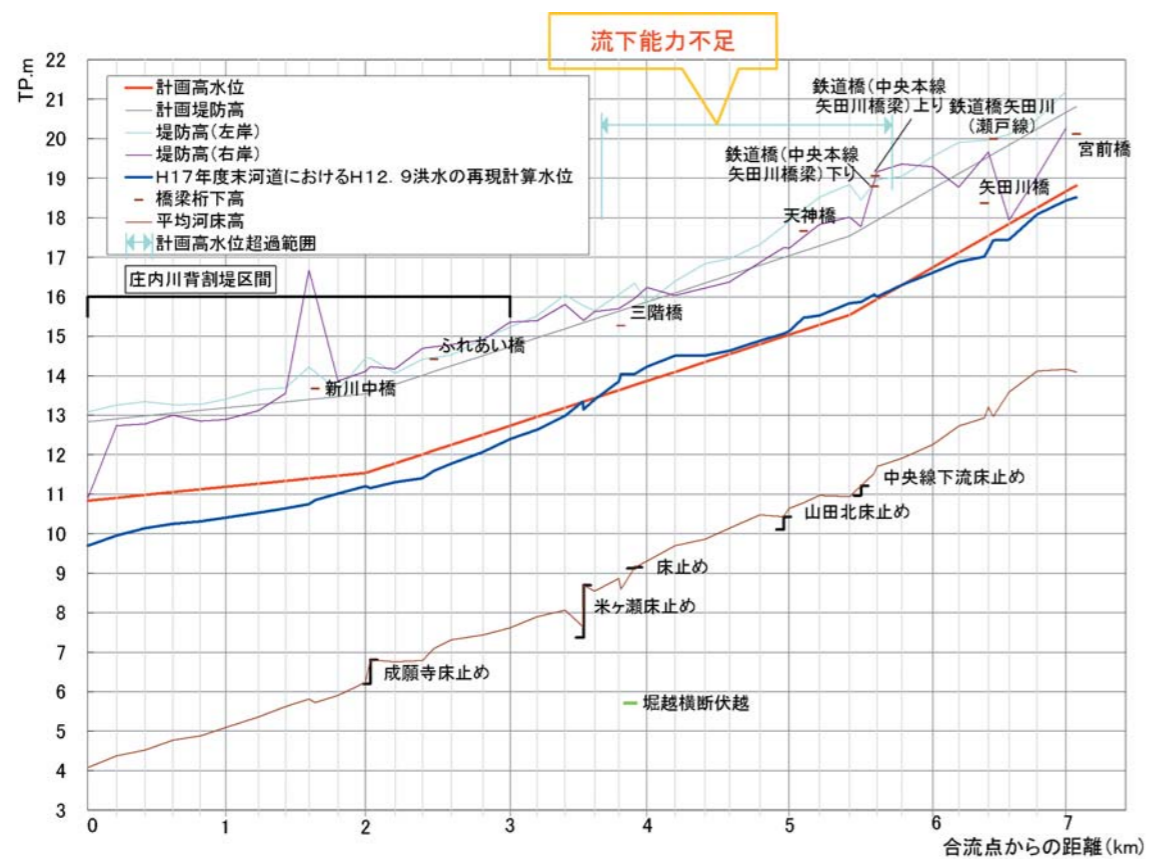
- ・川幅の狭い箇所や河床の高い箇所があることから洪水が心配。
- ・土砂の堆積が心配。
- ・堤防整備をすべき。
- ・堤防を高くすべき。【新川-庄内川に挟まれた地区、リバーランド付近】
- ・堤防高を左右岸で同じにするべき。
- ・右岸側が犠牲になるのは昔からのことなので、仕方がないと思う。【小田井】
- ・洗堰を閉るべき。
- ・野添川の合流点の氾濫を改善すべき。
- ・すぐに冠水するので、対策を施して、防止すべき。【三階橋左岸】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 下流部については、平成12年9月洪水を契機として、再度災害防止対策である「河川激甚災害対策特別緊急事業」を平成17年度までに完成しましたが、十分ではありません。激特事業では限られた期間における緊急的な対策であったため、現状でも「東海豪雨と同規模の洪水に対して水位が計画高水位を上回る区間が約7km残されていること」、「洪水時に排水ポンプの運転調整が必要となること」、「左右岸の堤防高のアンバランスが生じていること」、「堤防の質的整備が十分でない」ことなどが課題として残されています。
- 中流部では、東海豪雨規模の洪水に対する河道断面は確保されていますが、内水対策や支川内津川の改修に合わせた合流点処理などの整備が残されています。
- ◆河川激甚災害対策特別緊急事業:洪水、高潮等により激甚な災害が発生した地域において、一定の基準を満たした際に、河川の改良を概ね5ヶ年程度を目処に緊急的に実施することにより、再度災害の防止を図るための事業。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.19



●図2.1.6 矢田川水位縦断面図

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.20

(2) 堤防の状況

1) 堤防の整備状況

庄内川は、典型的な都市河川であり、沿川では高度な土地利用が進み、河川のすぐ脇にまで家屋や工場等が建ち並んでいるとともに、堤防上に多くの占用家屋が存在している。このため、堤防整備のための用地取得が難しく、堤防整備の大きな支障となっている。

庄内川の堤防整備は、激特事業により大幅に進捗したが、大臣管理区間の堤防整備が必要な区間112.0kmに対し完成が38%(平成18年3月末現在)あり、名古屋市などを流下する重要な都市河川でありながら、全国の一級河川の平均59%と比べると依然として整備水準が低い状況となっている。

また、激特事業では全ての堤防を整備することが難しいことから、低い堤防を計画堤防高まで築堤し、元々高かった堤防については整備できなかったため、堤防高のアンバランスが生じている。

●表2.1.1 堤防の整備状況

| 直轄管理 区間延長 | 計画堤防完成 | | 暫定堤防 | | 暫々定堤防 | | 堤防 不必要 区間 | 計 |
|--------------|--------|----|-----------------------|----|-----------|----|-----------------|-------|
| | | | (計画高水位以上、 計画堤防高未満) | | (計画高水位未満) | | | |
| km | km | % | km | % | km | % | km | km |
| 74.0 | 42.8 | 38 | 38.4 | 34 | 30.8 | 28 | 32.8 | 144.8 |

※1) 平成18年3月末時点(庄内川河川事務所資料)
 ※2) 直轄管理区間延長は、庄内川+矢田川+八田川の合計



●図2.1.7 堤防の整備状況

暫定堤防、暫々定堤防のイメージ

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

堤防の嵩上げや左右岸の堤防高を揃えるなど、堤防整備の推進が期待されています。一方で、歴史的な経緯から、下流部の右岸が低いのは仕方がないという認識もあります。

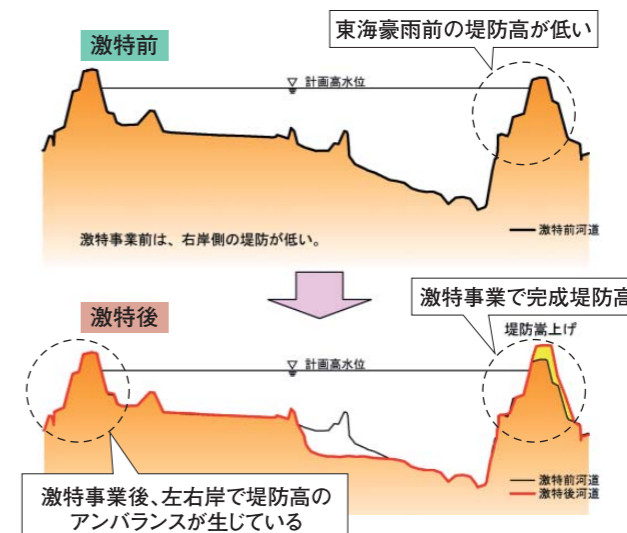
【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・整備率を上げるべき。
- ・堤防整備をすべき。
- ・堤防を高くすべき。【新川-庄内川に挟まれた地区、リバーランド付近】
- ・堤防高を左右岸で同じにするべき。
- ・右岸側が犠牲になるのは昔からのことなので、仕方がないと思う。【小田井】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の堤防整備は、激特事業によって26%(H12.3月末)から38%(H18.3月末)に大幅に進捗しましたが、全国平均(59%(H18.3月末))と比較して依然遅れている状態であり、堤防高や堤防幅が不足している区間は全体の約6割になります。
- また、激特事業において、堤防高の低い箇所を計画堤防高まで整備したため、左右岸の堤防高にアンバランスが生じています。



●激特事業における課題と対応(左右岸の堤防のアンバランス)

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.21

2) 侵食対策の状況

庄内川の堤防は、東海豪雨災害を受けて嵩上げ・拡幅などを実施したように、古くから度重なる洪水により被災し、逐次強化を重ねてきた長い治水の歴史の産物であり、築造の履歴や材料構成が必ずしも明確ではない。

3) 浸透対策の状況

庄内川の堤防は、東海豪雨災害を受けて嵩上げ・拡幅などを実施したように、古くから度重なる洪水により被災し、逐次強化を重ねてきた長い治水の歴史の産物であり、築造の履歴や材料構成が必ずしも明確ではない。

また、堤防の構造は主に実際に発生した被災等の経験に基づいて定められたものであり、庄内川においても過去に整備された堤防は必ずしも工学的に設計されたものではなく、場所によっては不安定な構造となっている箇所もある。その一方で、堤防の整備により堤防の築堤後に人口や資産が集中しているため、堤防の安全性の確保がますます必要となっている。

このように堤防や地盤の構造が様々な不確実性を有し、漏水や浸透に対して脆弱な箇所があることから、堤防が完成している箇所に対しても、機能維持や安全性の確保を図るため、必要に応じて堤防強化対策を講じていく必要がある。

庄内川の堤防は、シルトを混入する砂質土が多く堤防に浸透した水の排水が悪い等の要因により、堤防の浸透に対する詳細点検結果では点検が必要な区間に対して、約9割の区間で堤防強化対策が必要である。しかし、全ての区間の堤防を実施することが難しいことから、流下能力を向上するための河積確保と併せて、バランスよく実施していく必要がある。



●図2.1.8 庄内川の堤防詳細点検結果 (H19.3末現在)

●表2.1.2 庄内川の堤防詳細点検結果 (H19.3末現在)

| 水系名 | 河川名 | 点検が必要な区間 A (km) | 点検済み区間 B (km) | 必要区間に対する割合 B/A | 堤防強化が必要な区間 C (km) | 点検済み区間に対する割合 C/B | 点検が必要な区間に対する割合 C/A |
|-----|-----|-----------------|---------------|----------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 庄内川 | 庄内川 | 61.2 | 61.2 | 100% | 57.1 | 93% | 93% |

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

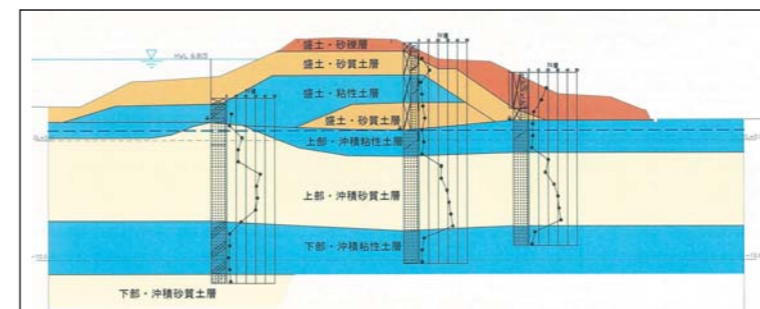
河口部では、工事により漏水がなくなったという認識もありますが、全川にわたって堤防の質的な安全性向上が期待されています。

【頂いた主な意見の概要】

- <流域委員会>
 - ・庄内川の堤防の7割が質的に危険な状態であることは一番大きな問題である。
- <市民意見交換会の提言>
 - ・堤防の強化と水防拠点の整備を推進する必要がある。
- <市民の意見>
 - ・堤防の強度が心配。安全性を高めるべき。【吉根】
 - ・工事で堤防が整備され漏水などがなくなった。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 堤防の侵食対策については、護岸の未整備区間や老朽化が懸念される区間、水衝部で局所洗掘が生じている箇所など、堤防侵食が危惧される箇所があります。
- 庄内川の堤防は、過去度重なる洪水により被災し、構築、補修されてきましたが、過去に整備された堤防の構造は主に実際に発生した被災等の経験に基づいて定められたものであり、必ずしも工学的に設計されたものではありませんでした。
- 庄内川の堤防詳細点検結果によると、漏水や浸透に対して脆弱な箇所が全体の9割に達するという結果が得られており、堤防の質的整備の推進と合わせ、浸水想定や安全度の検証等が早急を実施すべき課題と考えています。



●様々な土質で形成されている堤防



●堤防崩壊状況

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.22

(3) 高潮、地震、津波

1) 高潮対策の状況

昭和34年9月伊勢湾台風(台風15号)による高潮により、愛知・三重県の沿岸で甚大な被害が発生したことをきっかけとして、「伊勢湾等高潮対策事業」が行われた。その対策は、名古屋港沖合に大規模な高潮防波堤を建設し、外海からの高潮と波浪を阻止し、港内では防波堤港口から侵入する高潮波浪と港内発生波に対する防護対策を施すというものであった。

庄内川の河口部の高潮堤防高は、「伊勢湾等高潮対策協議会」において、伊勢湾台風が満潮時に再来した場合における被害を防止するため、TP+6.20mに定められ、昭和38年に完成した。しかし、その後、濃尾平野一体における広域地盤沈下等により高潮堤防は一部沈下したため堤防高が不足している区間があるとともに、整備後50年近くが経過し老朽化している箇所がある。



●図2.1.9 庄内川河口部の高潮区間

※計画高潮堤防高

伊勢湾における高潮対策計画については、昭和34年9月26日台風15号(伊勢湾台風)被災後に結成した、伊勢湾等高潮対策協議会(建設、農林、運輸、大蔵各省、科学技術庁、経済企画庁及び学識経験者により組織された各省所管の伊勢湾等高潮対策事業に関する海岸堤防の築造基本方針を決定する機関で、昭和34年11月6日の次官会議で設置が認められたもの)において、伊勢湾の全般的な基本計画が定められた。

●表2.1.3 庄内川の計画高潮堤防高及び計画高潮位一覧

| 河川名 | 計画高潮位 (T.P.+4.02m) | | 打上げ波高 | 計画堤防高 | 高瀬区間 |
|-----|--------------------|------------|-------|------------|-----------|
| | 潮位 | 偏差 | | | |
| 庄内川 | T.P.+0.97m | T.P.+3.05m | 2.10m | T.P.+6.20m | -0.6~3.4k |

注) 潮位は台風期(7月~10月)平均満潮位
 偏差は、伊勢湾台風時の最大偏差
 打ち上げ波高は伊勢湾等高潮対策協議会で決定

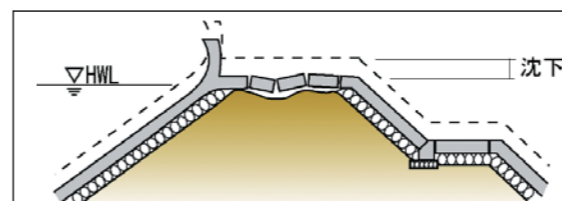
頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

【頂いた主な意見の概要】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の高潮対策は、伊勢湾台風による甚大な被害を契機として実施され、高潮堤防は、伊勢湾台風が再来した場合の被害を防止するため、昭和38年に完成しています。しかし、現在、濃尾平野一帯の広域地盤沈下等により、高潮堤防の高さが不足している区間が生じているとともに、整備後50年近くが経過し老朽化している箇所があります。



●高潮堤防の沈下(イメージ)



●高潮堤防の天端ひび割れ状況

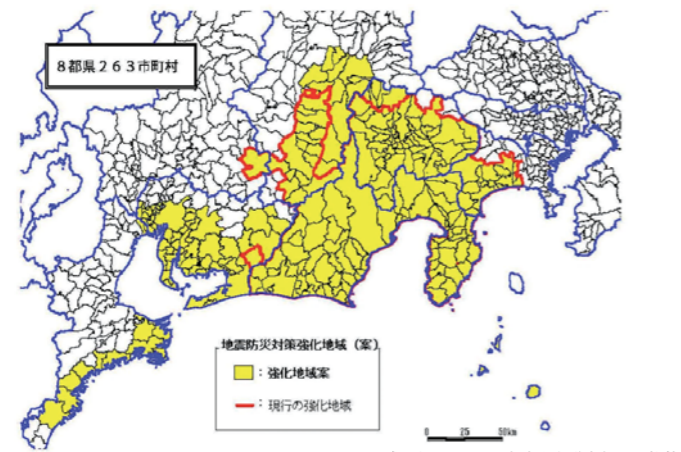
◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.23

2) 地震・津波対策の状況

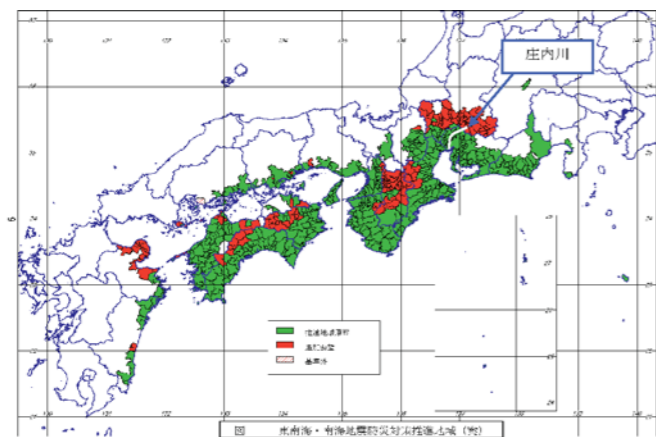
庄内川における耐震対策については、阪神・淡路大震災を契機とした「河川堤防耐震点検マニュアル」等に基づき耐震点検を行い、対策を実施している。

しかし、平成14年4月に名古屋市、甚目寺町、大治町などの庄内川下流部が東海地震に係る地震対策強化地域に追加されるとともに、平成15年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定されており、今後30年間に高い確率で発生することが予想される東海地震や東南海・南海地震による被害を防止・軽減するためには、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動(レベル1地震動)だけでなく、庄内川において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震動(レベル2地震動)への対応が必要となっている。



(平成14年4月23日中央防災会議資料より抜粋)

●図2.1.10 東海地震対策強化地域



(平成15年12月16日中央防災会議資料より抜粋)

●図2.1.11 東南海・南海地震防災対策推進地域

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

東海地震時などにおける、堤防・橋梁などの耐震性が心配されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・地震時(東海地震)への対応をすべき。
- ・堤防や橋梁の耐震性が不安。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川は、平成14年4月に名古屋市、甚目寺町、大治町などの下流部が東海地震に係る地震対策強化地域に追加されました。また、平成15年7月には、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、防災対策推進地域に指定されており、東海・東南海・南海地震などによる被害を防止するため、最大級の強さをもつ地震動(レベル2地震動)などの想定地震に対する対応が必要となっています。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

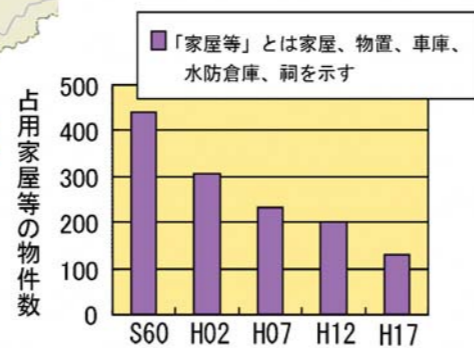
P.24

(4) 占用物件

庄内川は、典型的な都市河川であり、堤防等の河川管理施設上に多くの占用家屋が存在するとともに、高水敷に多数の堤外民地が存在し、ゴルフ場や自動車学校などに利用されている。これらの占用物件は堤防整備などの河川改修工事や水防活動の支障となっているとともに、堤防の機能確保や公共用財産の適正な管理などの河川管理上の支障となっている。しかし、名古屋市周辺では、高度に土地利用が進んでいるため、移転先の確保が非常に困難であることから、改修工事のための用地確保に難渋している。昭和60年には400件以上あった占用家屋等については、鋭意移転を進めたため100件程度に減少しているが、現在でも河川改修の円滑な遂行にとって、大きな支障となっている。



●図2.1.12 占用物件の分布状況



●図2.1.13 占有家屋等の物件数の変化

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

堤防上の占用物件について、川本来のあるべき姿の観点から検討することが望まれています。

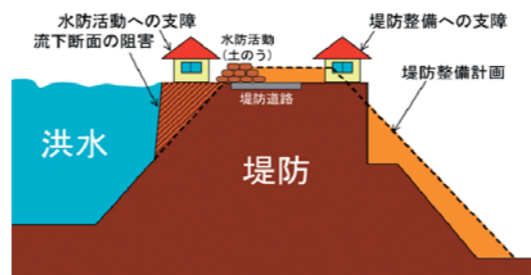
【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

- ・堤防道路や占用施設は川本来のあるべき姿ではない。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の堤防などの河川管理施設上の占用家屋などは、堤防の整備などに合わせて、鋭意、移転が進められていますが、未だ100件程度残されており、堤防整備などの河川改修工事や水防活動等の支障となっています。
- ◆占用:公共な場である河川敷をある特定の目的のため必要な限度内で使用することをいい、占用には河川管理者の許可が必要です。



●堤防上の占用家屋による堤防整備や水防活動への支障

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.24

(5) 許可工作物

1) 橋梁

庄内川の直轄管理区間には、道路橋や鉄道橋、水管橋などの橋梁が設置されており、このうち桁下高不足や径間長不足などによる河積阻害や橋脚の根入れ不足等の河川管理施設等構造令等の技術的な基準を満たしていない橋梁がある。特に、洪水の安全な流下を著しく阻害している枇杷島地区のJR東海道新幹線橋梁、JR東海道線枇杷島橋梁、県道名古屋祖父江線枇杷島橋及び国道1号一色大橋については、早急に改築する必要があることから、現在「特定構造物改築事業(特構事業)」により堤防高上げや引堤などの堤防整備に合わせて、橋梁の改築を進めている。

P.25

●表2.1.4 重要水防箇所(橋梁)

| 番号 | 河川名 | 位置 | 橋梁名 | 完成年度 | 摘要 |
|----|----------|----------|------------|--------|------|
| 1 | 庄内川 | 2.0+49 | 南陽大橋 | 平成17年度 | 桁下不足 |
| 2 | | 3.4-8 | 明徳橋 | 昭和58年度 | 桁下不足 |
| 3 | | 3.8+16 | 新正徳橋 | 平成16年度 | 桁下不足 |
| 4 | | 4.4+140 | 一色大橋(仮橋) | 平成15年度 | 桁下不足 |
| 5 | | 5.6+70 | 大当部橋 | 平成5年度 | 桁下不足 |
| 6 | | 6.4±0 | 新前田橋 | 昭和51年度 | 桁下不足 |
| 7 | | 6.8-30 | 近鉄名古屋線庄内川 | 昭和46年度 | 桁下不足 |
| 8 | | 6.8+50 | 関西本線庄内川橋梁 | 昭和29年度 | 桁下不足 |
| 9 | | 7.2+56 | 横井大橋 | 平成15年度 | 桁下不足 |
| 10 | | 8.8+30 | 万場大橋 | 昭和55年度 | 桁下不足 |
| 11 | | 10.4+10 | 新大正橋 | 平成8年度 | 桁下不足 |
| 12 | | 11.2-40 | 大治水管橋 | 昭和37年度 | 桁下不足 |
| 13 | | 11.8+50 | 豊公橋 | 昭和36年度 | 桁下不足 |
| 14 | | 14.2+20 | 新幹線庄内川橋梁 | 昭和38年度 | 桁下不足 |
| 15 | | 14.2+27 | 東海道本線枇杷島橋梁 | 昭和34年度 | 桁下不足 |
| 16 | | 14.4+4 | 枇杷島橋 | 昭和30年度 | 桁下不足 |
| 17 | | 14.6+15 | 名鉄名古屋本線庄内川 | 昭和32年度 | 桁下不足 |
| 18 | | 15.8+82 | 新名西橋 | 昭和39年度 | 桁下不足 |
| 19 | | 17.4+85 | 新庄内川橋 | 昭和46年度 | 桁下不足 |
| 20 | | 19.4+170 | 新川中橋 | 昭和39年度 | 桁下不足 |
| 21 | | 20.0+50 | ふれあい橋 | 平成5年度 | 桁下不足 |
| 22 | | 21.6+30 | 水分水管橋 | 昭和46年度 | 桁下不足 |
| 23 | | 21.8+122 | 水分橋 | 昭和18年度 | 桁下不足 |
| 24 | | 23.2-40 | 藤川橋 | 平成5年度 | 桁下不足 |
| 25 | | 23.8-58 | 中央本線庄内川橋梁 | 昭和38年度 | 桁下不足 |
| 26 | | 25.2+39 | 松川橋 | 昭和35年度 | 桁下不足 |
| 27 | | 32.0-15 | 下志段味橋 | 昭和47年度 | 桁下不足 |
| 28 | | 32.8+94 | 新志段味橋 | 昭和49年度 | 桁下不足 |
| 29 | | 33.8+10 | 大留橋 | 昭和49年度 | 桁下不足 |
| 30 | | 35.2+150 | 東谷橋 | 昭和33年度 | 桁下不足 |
| 31 | 36.4+56 | 愛知用水 | 昭和35年度 | 桁下不足 | |
| 32 | 38.4+30 | 玉野橋 | 昭和36年度 | 桁下不足 | |
| 33 | 40.0+75 | 城嶽橋 | 昭和11年度 | 桁下不足 | |
| 34 | 44.0+100 | 殿訪橋 | 昭和37年度 | 桁下不足 | |
| 35 | 土岐川 | 48.0+16 | 国長橋 | 平成3年度 | 桁下不足 |
| 36 | | 48.4+198 | 隅郡大橋 | 昭和43年度 | 桁下不足 |
| 37 | | 48.6+80 | 昭和橋 | 昭和2年度 | 桁下不足 |
| 38 | | 49.2+77 | 多治見橋 | 昭和10年度 | 桁下不足 |
| 39 | | 49.6+132 | 記念橋 | 昭和45年度 | 桁下不足 |
| 40 | | 50.6+49 | 東濃上水道水管橋 | 昭和40年度 | 桁下不足 |
| 41 | | 52.8+50 | 土合橋 | 昭和47年度 | 桁下不足 |
| 42 | | 56.4-92 | 神明橋 | 平成16年度 | 桁下不足 |
| 43 | | 56.4+162 | 水久橋 | 平成16年度 | 桁下不足 |
| 44 | | 57.4+72 | 中央橋 | 昭和28年度 | 桁下不足 |
| 45 | 58.0+13 | 土岐津橋 | 昭和13年度 | 桁下不足 | |
| 46 | 58.8±0 | 新土岐川橋 | 平成1年度 | 桁下不足 | |
| 47 | 59.6+50 | 三共橋 | 昭和44年度 | 桁下不足 | |
| 48 | 矢田川 | 3.8+15 | 三階橋 | 昭和2年度 | 桁下不足 |
| 49 | | 5.0+100 | 天神橋 | 平成5年度 | 桁下不足 |
| 50 | | 6.2+178 | 矢田川橋 | 昭和33年度 | 桁下不足 |
| 51 | 八田川 | 7.0+70 | 富前橋 | 昭和47年度 | 桁下不足 |
| 52 | | 7.0+70 | 水道管橋 | | 桁下不足 |
| 53 | 八田川 | 0.6+70 | 御幸橋 | 昭和35年度 | 対応基準 |
| 54 | | 1.8+106 | 上水道水管橋 | 昭和56年度 | 桁下不足 |
| 55 | | 1.8+121 | 花長橋 | 昭和51年度 | 桁下不足 |
| 56 | | 2.0+142 | 十五丁橋 | 昭和52年度 | 桁下不足 |
| 57 | | 2.2+23 | NTT専用橋 | 昭和52年度 | 桁下不足 |
| 58 | | 2.4+79 | 水管橋 | 昭和54年度 | 桁下不足 |
| 59 | | 2.4+80 | 東漸寺橋 | 昭和54年度 | 桁下不足 |
| 60 | | 3.4+20 | 樋口橋 | 昭和53年度 | 桁下不足 |
| 61 | | 3.6+81 | 水管橋 | | 桁下不足 |
| 62 | | 3.6+90 | 二軒屋橋 | 昭和53年度 | 対応基準 |
| 63 | | 4.4+20 | 朝宮橋 | 昭和55年度 | 桁下不足 |
| 64 | | 4.5+48 | 広田橋 | 昭和54年度 | 桁下不足 |
| 65 | | 4.6+114 | 御殿橋 | 昭和54年度 | 桁下不足 |

※河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な橋梁及び、桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる橋梁、桁下高と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない橋梁。

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

下流部では、十分な高さが無い橋梁の改善を期待される一方、上流部では、老朽化した橋梁の安全性が懸念されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・治水安全性を高めるため、橋脚を少なくすべき。
- ・橋梁高の不足箇所を改善すべき。
- ・老朽化した土岐津橋が、災害や洪水で損傷しないか心配。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 下流部では、桁高が計画高水位以下であり東海豪雨時には洪水流の阻害となった国道1号線一色大橋や枇杷島地区のJR東海道新幹線橋梁などの改築を特定構造物改築事業(通称、特構事業)」により進めています。
- しかし、庄内川では、桁下高不足や径間長不足などによる河積阻害や橋脚の根入れ不足等、河川管理施設等構造令等の技術的な基準を満たしていない橋梁が多くあります。
- ◆特定構造物改築事業:耐用年数の到来により老朽化が著しい大規模河川管理施設および治水計画上著しい河積阻害等の支障となっている大規模許可工作物の改築を行う事業。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.26

2) 取水堰

庄内川の取水堰は山西用水堰、庄内用水頭首工、八ヶ村用水堰、上条用水内津堰、神明上条用水堰、高貝用水堰、玉野堰、多治見水道取水堰、多治見農業用水堰(虎溪頭首工)の9箇所がある。

これらの堰は固定堰となっており、洪水の流下の阻害となっており、河道掘削に伴い、堰の改築などが必要となっている。また、堰の多くが農業用取水堰であり、かんがい面積が減少傾向であるとともに、遊休化した堰もあることから、堰の管理等が課題となっている。

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

中流部で、流下能力の阻害になる堰堤の改善が期待されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・堰堤は川の流れを阻害しているため、撤去すべき。【下津】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川には、9箇所の取水堰がありますが、固定堰であるため、流下能力の阻害要因となっており、改築や撤去等の必要があります。また、かんがい面積の減少に伴い、現在では使用されなくなった堰(遊休化)もあることから、堰の管理等の問題があります。



●遊休化した施設

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.26

(6) 排水ポンプ場

庄内川及び矢田川は現在、暫定的に流域変更されて排水しているポンプ場も含めて19箇所の排水ポンプ場が設置されており、約350m³/sの排水量を受け持っている。緊急的な再度災害防止対策である激甚災害対策特別緊急事業では、これらの排水量を河道整備で対応することができなかったため、再度東海豪雨と同規模の出水が発生した場合には排水ポンプの運転調整を行わないと越水や破堤などによる甚大な被害が発生するおそれがある。

●表2.1.5 排水ポンプ場の一覧

| 河川名 | ポンプ名 | 距離 | 排水量 (m ³ /s) | | |
|--------|--------|----------|-------------------------|--------|--------|
| | | | 現況 | 将来計画 | |
| 庄内川 | 右岸 | 落合ポンプ場 | 19.4k | 12.25 | 17.00 |
| | | 南部ポンプ場 | 24.1k | 12.78 | 29.00 |
| | | 南部暫定ポンプ場 | 26.6k | 2.80 | 0.00 |
| | 左岸 | 宝神ポンプ場 | 0.4k | 42.00 | 42.00 |
| | | 惟信ポンプ場 | 1.8k | 1.95 | 0.00 |
| | | 当知ポンプ場 | 3.4k | 12.74 | 12.74 |
| | | 打出ポンプ場 | 6.2k | 58.42 | 58.42 |
| | | 岩塚ポンプ場 | 9.2k | 20.00 | 20.00 |
| | | 中村ポンプ場 | 11.6k | 35.00 | 35.01 |
| | | 城北ポンプ場 | 15.4k | 12.00 | 12.00 |
| | | 守山ポンプ場 | 21.2k | 13.34 | 13.34 |
| | | 勝西ポンプ場 | 22.4k | 2.42 | 5.59 |
| | | 川北ポンプ場 | 24.6k | 12.34 | 19.67 |
| 矢田川 | 右岸 | 守西ポンプ場 | 4.0k | 30.35 | 30.35 |
| | 左岸 | 福德ポンプ場 | 0.4k | 18.75 | 0.00 |
| | | 三階橋ポンプ場 | 3.8k | 30.34 | 30.34 |
| | 宮前ポンプ場 | 7.1k | 28.34 | 28.34 | |
| 内津川放水路 | 左岸 | 大留ポンプ場 | 0.1k | 5.00 | 5.00 |
| 土岐川 | 左岸 | 脇之島排水機場 | 47.4k | 2.00 | 2.00 |
| 計 | | | | 352.82 | 360.80 |

※ ■ は、暫定的に設置されているポンプ場を示している。

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

下流部では工事により水はけが改善したという認識もありますが、全川にわたって水はけの改善が期待されています。

【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

- ・庄内川の破堤を防ぐ為には、(外水被害に比較して被害が小さくなると考えられる)内水被害をどの程度地域が受け入れるかという議論が必要である。

<市民の意見>

- ・水はけが悪くて洪水・水害が心配。
- ・水はけが工事によって良くなった。
- ・水はけが悪い、水害常襲地の被害を軽減してほしい。【桜佐町・熊野町】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川には、雨水を排水するための排水ポンプ場が19箇所設置されていますが、現状では、その全ての排水を河川で受け入れることができない状況です。このため、庄内川が越水、破堤することによって内水被害よりも大きな被害が起きないように、庄内川の河道が整備されるまでの間は、排水ポンプの運転調整(危険な河川水位になった場合の排水ポンプの停止)が必要となっています。
- 内水被害の解消のためには、河道整備の進捗に合わせ、地域と連携して内水対策も実施していくことが不可欠です。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.27

(7) 河道内樹木

河道内樹木は、中下流部の比較的広い高水敷上や溪谷部に繁茂している。このような河道内樹木は、庄内川の流れと相まって良好な動植物の生息・生育環境及び良好な景観を形成しているが、一方、洪水の安全な流下の阻害となっているとともに、洪水時に流木となる等、治水上の支障ともなっている。近年、下流部では大きな変化は見られないが、中流部の放置された農耕地などでマダケ等が増大傾向にあるとともに、在来のヤナギ類を押しよけ、外来植物が旺盛に繁殖しているなど、治水と河川環境の両方の課題となっている。

| | 下流:日比津地区(13.0k付近) | 中流:吉根地区(28.0k付近) |
|------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 1980年 (昭和55年) | | |
| 2006年 (平成18年) | | |
| | 河道内樹木に大きな変化は見られない。 | 28.0k~29.0kの左岸高水敷の樹木が増大する傾向が見られる。 |

●図2.1.14 河道内樹木の増加傾向

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

河道内樹木や草本による流水の阻害や堤防への影響が懸念されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・河道内樹木は流水の阻害要因となりそうなので、伐採すべき。
- ・ヨシ原やクロマツの根が堤防に悪影響をおよぼすことが心配。
- ・川中の樹木が流下の妨げにならないか心配。【下津】
- ・川の流れを阻害している河川内の木を伐採すべき。【土岐中央橋付近】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の河道内樹木は、現在流下能力阻害の要因となっている箇所やマダケなどが増加し、流下能力阻害が今後発生する可能性がある箇所があります。
- 一方で、河岸の流勢を緩和し河岸侵食を抑制する機能や、豊かな河川環境を創出する役割もあり、治水、環境の両面から適正な対応を図っていく必要があります。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.28

(8) 高水敷利用

庄内川の高水敷は、国有地と民有地の割合が半々となっており、高水敷の5割が都市における貴重なオープンスペースとして公園やグラウンド等に利用されている。また、国有地は公園やゴルフ場、自動車学校などとして、民有地は畑、竹木林、ゴルフ練習場、学校の野球場などとして活用されている。

これらの高水敷を利用する施設については、洪水時の流失や水の流れの阻害防止のため、河川管理上、支障のない所へ移動などすることとなっているが、東海豪雨にはゴルフの防球ネットやバックネットにゴミが付着し洪水の流下を阻害するとともに、洪水により流失したトイレ、小屋、農業用資材などは堤防などの施設に重大な被害を与えるおそれがあった。このため、高水敷利用に対して、各施設管理者の適正な管理を推進するなどの対策を講じる必要がある。



●写真2.1.5 高水敷上のゴルフ場、グラウンド(洪水後の状況)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

河川敷ゴルフ場などの構造物が流水を阻害しないか懸念されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民の意見>

- ・河川敷のゴルフ場などの構造物が流水の阻害にならないか心配。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 高水敷上のバックネット、防球ネット、農業用資材などは、洪水時に放置されると、流失して河川管理施設等に影響を与えたり、洪水の流れの阻害の要因となったりします。東海豪雨では、十分な管理が行われずに重大な被害を与える恐れがあったことから、洪水時の適切な管理が課題となっています。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第1項

P.28

(9) 堤防道路

庄内川の堤防は、堤防が道路と兼用されている区間が長く、信号による混雑も少ないことから交通量も多く市街地を迂回する生活道路や、大型車を中心に、名古屋市北部の工業地域と港湾を結ぶ道路となっている。堤防道路は交通量が多く、大型車の混入率も高いことから、水防活動や河川巡視等の河川管理に支障があるとともに、堤防の損傷やゴミの不法投棄等の要因となっている。

また、堤防上を安全に散歩したり自転車で走ることが困難であるとともに、堤防道路により地域の生活から水辺空間を遮断しているため河川利用上の課題となっている。



●写真2.1.6 堤防の不安定化、損傷



●写真2.1.7 水防活動等への支障

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

下流～中流では、堤防道路を走る車が堤防に与える影響についての懸念があり、堤防道路について川本来のあるべき姿の点からの検討が求められています。

【頂いた主な意見の概要】

＜流域委員会＞

- ・堤防道路や占用施設は川本来のあるべき姿ではない。

＜市民の意見＞

- ・堤防道路の利用が治水上の問題にならないように堤防の安全性を高めるべき。
- ・堤防本来の機能を取り戻し、堤防道路は道路で整備すべき。
- ・堤防道路を通る自動車が堤防に与える影響が心配。
- ・堤防道路の堤防天端が痛んでいるので補修すべき。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の堤防は、市街地を迂回する生活道路や名古屋市北部の工業地域と港湾を結ぶ道路として利用されている区間が長く、交通量が多く、大型車の混入率も高くなっています。
- このため、水防活動や河川巡視等の河川管理に支障がある他、堤防の損傷やゴミの不法投棄等の要因となっています。
- また、堤防道路は、安全に散歩したり自転車で走ることが困難であることや、地域の生活から水辺空間を遮断しているなど、河川利用上の課題となっています。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第2項

P.29

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

1 河川の適正な利用

庄内川は、平常時の水量が豊富ではなく安定した取水量が望めないことや、流域の都市化等により水質が悪化したことなどから、水利用は少なく、現在、主に農業用水(最大取水量3.66m³/s)、工業用水(最大取水量3.981m³/s)などに利用されている。庄内川流域の水道、工業用水及び農業用水の多くは木曾川水系に依存している。このため、平成6年に発生した渇水では、木曾川水系牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダムの貯水量は底をつき、牧尾ダムでは過去最大の取水制限(上水道35%、農業・工業用水65%)が実施されたため、庄内川流域へ供給している東濃用水では166日の節水、愛知用水では愛知県内で初めての時間給水が行われ瀬戸市、春日井市の一部、長久手町で影響が出た。庄内川においては、流量の減少に伴い水質の悪化の恐れがあることから河川状況や取水実態の把握に努めたが、取水制限を行うまでには至らなかった。

庄内川からの工業用水等の新たな取水は計画されていないが、人々の河川環境への関心が高まる中で、名古屋市内を流れる堀川への暫定導水(最大0.3m³/s)の増量や、庄内用水の通年通水など、新たな環境用水としての水需要の要請がある。



●写真2.1.8 平成6年牧尾ダム(木曾川水系)の枯渇状況

●表2.1.6 平成6年当時の渇水状況

| 発生地域 発生年度 | 木曾川水系牧尾ダム | | | | 木曾川水系阿木川ダム | | | | 木曾川水系岩屋ダム | | | |
|--------------|--------------------|---------|-----|-----|---------------------|---------|-----|----|--------------------|---------|-----|-----|
| | 取水制限期間 | 最大取水制限率 | | | 取水制限期間 | 最大取水制限率 | | | 取水制限期間 | 最大取水制限率 | | |
| | | 上水 | 工水 | 農水 | | 上水 | 工水 | 農水 | | 上水 | 工水 | 農水 |
| H6 | 6/1~11/13 166日間 | 35% | 65% | 65% | 7/11~11/13 126日間 | 35% | 65% | — | 6/9~11/13 158日間 | 35% | 65% | 65% |

出典:平成6年度渇水報告書



●写真2.1.9 環境用水としての取組み(堀川)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

庄内川水系全体で水を融通したり、各用水への水量を増やすなどして、生態系・景観が豊かになることや防火用水等として利用できることその他、庄内川自体の水量が増えることに対して期待されています。

また、利水の将来ビジョンを考える上で、渇水時の給水制限状況等を示すことが求められています。

【頂いた主な意見の概要】

＜流域委員会＞

・利水の将来ビジョンを考える上で、渇水時における給水制限等の状況を提示してほしい。

＜市民意見交換会の提言＞

・用水への通年通水や水量を増やすなどして、生態系や景観を豊かにする必要がある。(庄内用水、黒川・堀川)

＜市民の意見＞

- ・庄内川水系全体で水融通し、親水性を高められるとよい。
- ・川を流れる水の量が増えると良い。
- ・山西用水を環境用水や防火用水として利用すべき。
- ・堀川に導水してほしい。
- ・川の水が減った。
- ・庄内用水や三郷悪水路を環境用水や防火用水として利用したい。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川流域の水道用水、工業用水、農業用水などの多くは木曾川水系に依存しているため、庄内川流域の渇水による取水制限等の影響は殆どありません。しかし、木曾川流域の渇水の影響を受けて、取水制限等が発生しています。
- 庄内川からの取水は、主に農業用水や工業用水として利用されており、新たな取水等も見込まれていません。しかし、人々の河川環境への関心の高まりから、庄内用水の試験通水などの新たな環境用水としての水需要の要請があります。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第2項

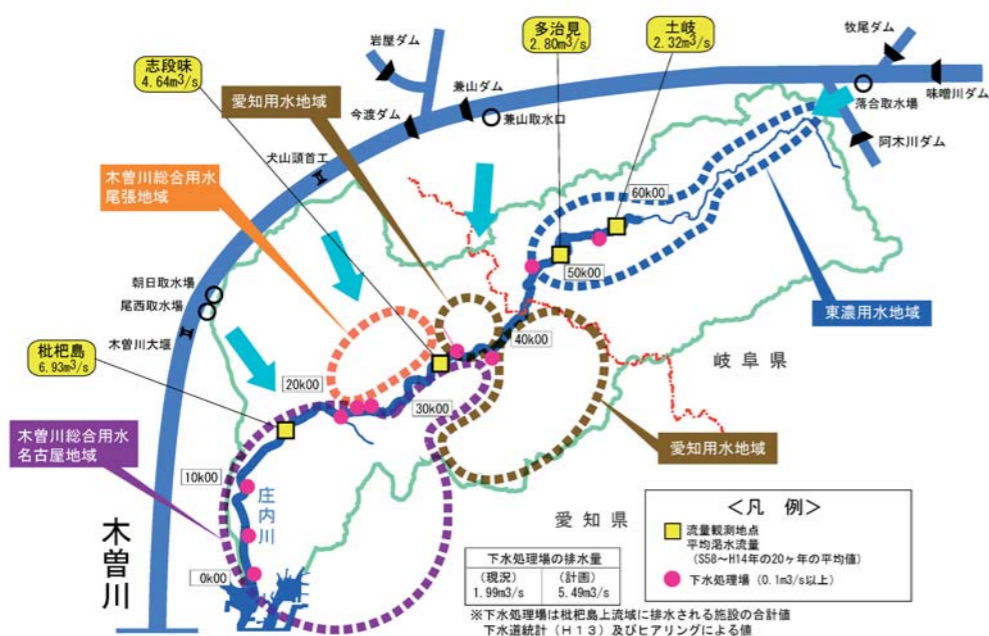
P.29

2 流水の正常な機能の維持

庄内川の流況や水質は、流域の水利用の殆どが木曾川水系に依存しているため、木曾川水系の渇水や下水道等の排水の影響を受けている。このため、将来の水利用や下水道整備等による庄内川の流況及び水質の変化を監視していくことが必要である。

P.30

庄内川の低水流量の基準地点である枇杷島地点の1/10渇水流量は概ね5m³/sであり、現状では流水の正常な機能の維持のために必要な流量が確保されているが、今後も水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、水需要の変化に対応し、限られた庄内川の水を有効に利用していく必要がある。



●図2.1.15 庄内川流域の水に関する模式図

●表2.1.7 庄内川水系における流況

| 河川名 | 地点名 | 流況 (m ³ /s) | | | | 1/10 渇水流量 | 対象年 |
|-----|-----|------------------------|------|------|------|--------------|------------------|
| | | 豊水流量 | 平水流量 | 低水流量 | 渇水流量 | | |
| 庄内川 | 枇杷島 | 24.7 | 14.5 | 10.2 | 6.9 | 5.0 | S58~H14 (至近20年間) |
| | 志段味 | 17.9 | 10.4 | 7.1 | 4.6 | 3.1 | 同上 |
| | 多治見 | 13.1 | 7.5 | 4.8 | 2.8 | 2.0 | 同上 |
| | 土岐 | 10.1 | 5.8 | 3.9 | 2.3 | 0.9 | 同上 |
| | 瑞浪 | 7.3 | 4.4 | 2.9 | 1.7 | 1.2 | 同上 |
| 矢田川 | 瀬古 | 3.8 | 2.5 | 1.8 | 1.3 | 1.0 | 同上 |

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

下水道の水循環の経路変化を考えるきっかけにもなるため、正常流量を示すことが重要であると認識されています。

【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

- ・河川整備計画で正常流量を示すことは、下水道の水循環の経路変化に対し考えるきっかけにもなるため重要である。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の流況や水質は、木曾川水系の渇水や流域の下水道等の排水の影響を受けており、将来の水利用や下水道整備による庄内川の流況及び水質の変化を監視していくことが必要です。
- 庄内川では、現在、正常流量(流水の正常な機能を維持するために必要な流量)は概ね確保されていますが、今後も水資源の合理的な利用を促進し、水需要の変化に対応するため限られた庄内川の水を有効に利用していく必要があります。
- ◆流況：流量の時間的変化を流況と一般的に言いますが、豊・平・低・渇水流量の意味で使われることもある。また、日平均流量とは、日の流量を平均したもの。
- ◆豊水流量：1年を通じて95日はこれを下回らない流量
- ◆平水流量：1年を通じて185日はこれを下回らない流量
- ◆低水流量：1年を通じて275日はこれを下回らない流量
- ◆渇水流量：1年を通じて355日はこれを下回らない流量

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第2項

P.30

●表2.1.8 枇杷島地点流況(流域面積705km²)

| 年 | 豊水 (m/s) | 平水 (m/s) | 低水 (m/s) | 渇水 (m/s) | 最小 (m/s) | 年平均 (m/s) | 年総量 ×10 ⁶ m ³ |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--|
| 昭和58年 | 25.2 | 14.5 | 9.2 | 6.4 | 3.3 | 30.2 | 950.7 |
| 昭和59年 | 15.4 | 10.1 | 7.5 | 6.3 | 5.5 | 17.1 | 541.4 |
| 昭和60年 | 27.7 | 15.2 | 9.7 | 6.2 | 5.6 | 28.3 | 890.9 |
| 昭和61年 | 22.2 | 11.3 | 7.5 | 6.1 | 4.3 | 22.3 | 704.6 |
| 昭和62年 | 18.1 | 11.8 | 9.5 | 7.3 | 5.6 | 20.5 | 647.1 |
| 昭和63年 | 26.9 | 15.1 | 10.0 | 6.6 | 5.8 | 26.7 | 845.2 |
| 平成元年 | 33.4 | 18.6 | 13.4 | 8.5 | 5.8 | 35.3 | 1113.1 |
| 平成2年 | 28.4 | 17.4 | 12.5 | 7.7 | 5.1 | 28.2 | 890.4 |
| 平成3年 | 34.0 | 19.8 | 13.1 | 9.0 | 5.2 | 34.0 | 1071.0 |
| 平成4年 | 23.5 | 15.0 | 11.5 | 5.7 | 3.2 | 21.8 | 688.7 |
| 平成5年 | 31.8 | 17.2 | 11.8 | 7.4 | 4.1 | 29.4 | 926.7 |
| 平成6年 | 13.3 | 10.1 | 7.8 | 2.9 | 1.9 | 14.5 | 456.1 |
| 平成7年 | 22.2 | 12.1 | 8.2 | 6.1 | 5.4 | 23.9 | 754.0 |
| 平成8年 | 17.9 | 11.5 | 8.0 | 5.0 | 3.6 | 17.5 | 553.1 |
| 平成9年 | 28.5 | 14.9 | 10.5 | 8.6 | 7.0 | 29.7 | 935.0 |
| 平成10年 | 43.5 | 23.3 | 15.1 | 10.3 | 7.4 | 40.0 | 1262.2 |
| 平成11年 | 23.6 | 13.5 | 10.3 | 8.4 | 6.6 | 27.8 | 877.8 |
| 平成12年 | 22.4 | 13.6 | 9.8 | 7.5 | 5.5 | 28.2 | 892.2 |
| 平成13年 | 19.3 | 13.0 | 9.9 | 6.3 | 4.8 | 21.2 | 669.7 |
| 平成14年 | 16.8 | 11.9 | 8.8 | 6.1 | 4.5 | 16.6 | 523.2 |
| 20ヶ年平均値 | 24.7 | 14.5 | 10.2 | 6.9 | 5.0 | 25.7 | 809.7 |
| 10ヶ年平均値 | 23.9 | 14.1 | 10.0 | 6.9 | 5.1 | 24.9 | 785.0 |
| 20ヶ年第2位 | 15.4 | 10.1 | 7.5 | 5.0 | 3.2 | 16.6 | 523.2 |

注) 10ヶ年平均は平成5年～14年の10年 出典：昭和58年～平成13年は流量年表(日本河川協会)
平成14年は庄内川河川事務所資料

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.31

第3項 河川環境の現状と課題

1 河川環境の特徴

庄内川は、山間地の盆地や溪谷を流下する上流部、段丘部を流下する中流部、平野部を流下する下流部、さらに干拓地を流下する河口部から構成される。

上流部の盆地部は、市街地の中心を流下し、アカザ、カワヨシノボリなどの魚類が生息し、ツバメ、スズメ、カワウなどの都市化に適応した鳥類が多く見られる。また、溪谷部にはカワラハンノキなどの河畔林や山地斜面のコナラ群落が見られ、岩盤の露出と相まって美しい溪谷となっており、玉野溪谷などは景勝地として親しまれている。

中流部は、広い河川敷が発達し、瀬淵、砂礫地、湿性草地、河畔林が分布している。河原にはオギ群落、ヤナギ群落等の植生が広く見られ、オイカワ、カワムツが生息し、コチドリ、イカルチドリ、ケリなどのシギ・チドリ類が見られる。この区間は、近年、沿川の宅地等の整備が進んでいる。

下流部は、水際にヨシ群落などの湿性草地が分布し、回遊性魚類のアユ、ウナギやボラ、スズキなどの汽水域の魚類が見られる。高水敷は、農地、公園、グラウンドなどに利用されている。

河口部は、一帯の干潟がシギ・チドリ類の渡来地として国内最大級規模を誇り、ラムサール条約湿地に登録されている。広大なヨシ原は塩性湿地を形成し、シバナ等の植物が生育し、ヨシ原にはチュウヒやカヤネズミ等も生息している。また、河口部は野鳥観察や雄大な河川景観を眺める場としても親しまれている。

名古屋市北部を流れる支川の矢田川は、市街地を流下することから都市河川の様相を呈し、高水敷にはグラウンドや河川公園等が広く整備されている。



●写真2.1.10 庄内川及び矢田川の状況

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

【頂いた主な意見の概要】

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の河川環境は、上流部、中流部、下流部、河口部及び支川矢田川に区分され、それぞれ自然環境や河川利用に特徴が見られます。
- 河川整備にあたっては、庄内川の河川環境の特徴を十分に踏まえた計画づくりが重要であることから、庄内川を特徴づける良好な自然環境を有する場所や、各河川区分の河川環境の特徴と環境要素、生息、生育する代表的な生物等を紹介しています。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.32



●写真2.1.16 庄内川を特徴づける場所の位置図

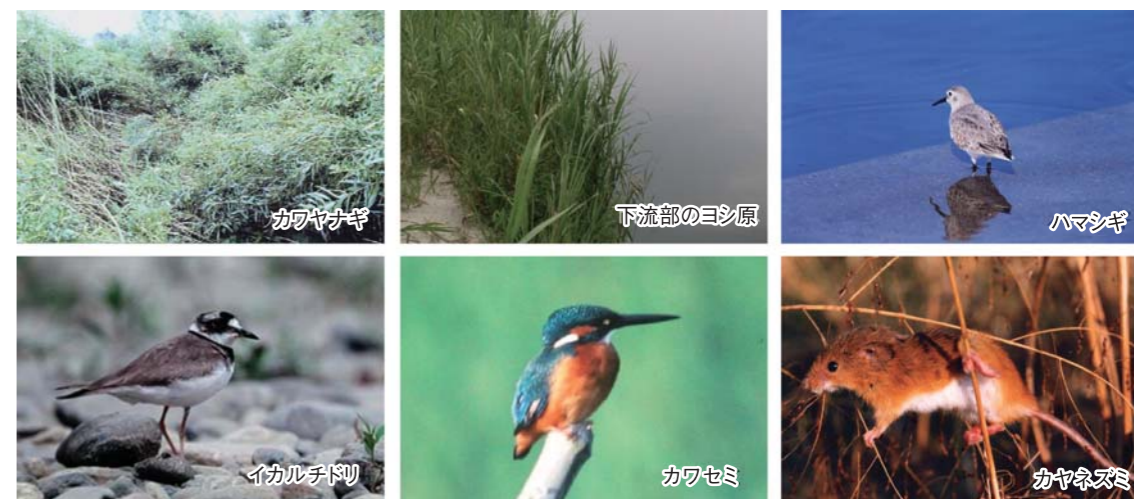
◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.33

●表2.1.9 区間別環境要素と河川環境を特徴づける種及び集団分布地・繁殖地など(1)

| 河川区分 | 環境要素 | 調査項目 | 生息生育する主な代表種 | 集団分布地・繁殖地など |
|------|------------------|--|---|---------------|
| 河口部 | 水域 干潟 汽水域 | 魚類 | スズキ、ボラ、ピリング、マハゼ | カワウの集団分布地 |
| | | 植物 | シバナ、イセウキヤガラ、ヨシ群落、アイアシ群落、シオクグ群落、 | シギ・チドリ類の集団分布地 |
| | 鳥類 | チュウヒ、チュウサギ、トモエガモ、ミサゴ、ハヤブサ、ホウロクシギ、コアジサシ、シギ・チドリ類、カワウ、オオヨシキリ、ヨシゴイ | カモ類、カモメ類の集団分布地 | |
| | | 両爬虫 | カヤネズミ | |
| 下流部 | 水域 瀬淵 | 魚類 | スジマドジョウ小型種東海型、コイ、ギンブナ、オイカワ、マハゼ、ウナギ、アユ、カマキリ | — |
| | | 植物 | シデコブシ、ハナノキ、ミゾコウジュ、イヌノフグリ、カワヂシャ、ウラギク、ヨシ群落、オギ群落、ヤナギ群落、エノキ群落 | |
| | 鳥類 | サシバ、トビ、ゴイサギ、キジバト、ツバメ、カワセミ、スズメ、カワウ | | |
| | 両爬虫 | カヤネズミ | | |
| | 陸上昆虫 | イトアメンボ | | |
| 中流部 | 水域 瀬淵 ワンド等 | 魚類 | イチモンジタナゴ、アカザ、ギンブナ、オイカワ、カワムツ類、アユ、カワヨシノボリ | — |
| | | 植物 | イヌノフグリ、カワヂシャ、オギ群落、ヤナギ群落、コナラ群落、オニグルミ群落 | |
| | 鳥類 | オオタカ、チュウサギ、ミサゴ、コアジサシ、ノスリ、トビ、チョウゲンボウ、シギ・チドリ類、キジバト、カワセミ、ツバメ、ヒヨドリ、スズメ、カワウ | | |
| | 両爬虫 | カヤネズミ | | |
| | 陸上昆虫 | イトアメンボ | | |

注) 青字の種は環境省レッドデータブック掲載種として選定されている種を示す。
赤字の種は上位種として選定されている種を示す。
緑字の種は典型種として選定されている種を示す。
黒字の種は移動種として選定されている種を示す。



◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.34

●表2.1.10 区間別環境要素と河川環境を特徴づける種及び集団分布地・繁殖地など(2)

| 河川区分 | 環境要素 | | 調査項目 | 生息生育する主な代表種 | 集団分布地・繁殖地など |
|------|-----------------------------|-----------------------------------|------|---|-------------|
| 上流部 | 水域 | 瀬淵 | 魚類 | アカザ、オイカワ、カワムツ類、アブラハヤ、カワヨシノボリ、ドンコ | イワツバメの集団繁殖地 |
| | | | 底生動物 | モノアラガイ、ナガオカモノアラガイ | |
| | 陸域 | 砂礫地 湿生草地 乾生草地 河畔林 樹林地 | 植物 | サクラバハノキ、イヌノフグリ、カワヂシャ、ヤシャゼンマイ、ツルヨシ群落、オギ群落、ヤナギ類、カワラハノキ群落、コナラ群落、アカメガシワ・ヌルデ群落 | |
| | | | 鳥類 | ハイタカ、トビ、オンドリ、シギ・チドリ類、ヤマセミ、カワセミ、ツバメ、イワツバメ、カワガラス、ヒヨドリ、スズメ、カワウ | |
| | | | 両爬虫 | ダルマガエル、ニホンテングコウモリ | |
| 陸上昆虫 | イトアメンボ、ギンボシツツビケラ、ギンイチモンジセセリ | | | | |
| 矢田川 | 水域 | 瀬淵 | 魚類 | メダカ、コイ、オイカワ、ヤリタナゴ | - |
| | | | 陸域 | 砂礫地 湿生草地 乾生草地 | |
| | 鳥類 | チョウゲンボウ、シギ・チドリ類、キジバト、ツバメ、スズメ | | | |
| | 両爬虫 | スッポン、カヤネズミ | | | |
| | 陸上昆虫 | キアシハナダカバチモドキ | | | |

注) 青字の種は環境省レッドデータブック掲載種として選定されている種を示す。

赤字の種は上位種として選定されている種を示す。

緑字の種は典型種として選定されている種を示す。

黒字の種は移動種として選定されている種を示す。



カワヨシノボリ



メダカ



ヤマセミ



カワヂシャ

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.35

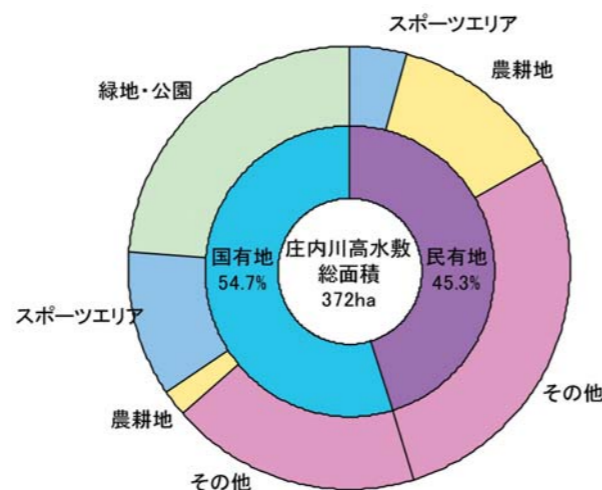
2 河川空間の利用

庄内川の直轄管理区間における高水敷は約370haであり、その内約45%を民有地が占め、残りが国有地である。庄内川の高水敷は古くから農地として利用されているほか、公園や緑地、高校グラウンド、ゴルフ場等があり、年間200～300万人の利用者があり、散策、スポーツ、花火大会や祭り等の行祭事、自然学習の場等に幅広く利用されている。また、水面利用は現状では少ないものの、下流部で漕艇利用が行われており、庄内川は都市域における貴重な水と緑のオープンスペースとなっている。

一方で、不法投棄されたゴミ等が高水敷に散乱して河川環境に影響を与えているほか、ゴルフ練習等の迷惑行為や不法耕作地、ホームレス等の課題を抱えている。

庄内川の直轄管理区間の約8割の堤防が兼用道路となっており、交通量が多く、堤防上の散策等の利用や堤内地から高水敷へのアクセスの障害となっている。

また、庄内川では散策、自然観察、環境教育の場などや、安全で誰もが利用しやすい場の整備が求められており、新たなニーズに対応しながら、貴重なオープンスペースとして、治水、利水、河川環境との調和を図りながら適正に利用されるよう管理していく必要がある。



●図2.1.17 高水敷の利用形態

●表2.1.11 庄内川の河川空間利用状況

| 区分 | 項目 | 年間推計値(千人) | | | |
|-------|------|-----------|-------|--------|-------|
| | | H5 | H9 | H13,14 | H15 |
| 利用形態別 | スポーツ | 1,172 | 1,352 | 968 | 1,115 |
| | 釣り | 38 | 79 | 28 | 53 |
| | 水遊び | 54 | 86 | 63 | 48 |
| | 散策等 | 1,390 | 1,568 | 1,119 | 1,378 |
| | 合計 | 2,654 | 3,085 | 2,178 | 2,594 |
| 利用場所 | 水面 | 14 | 11 | 17 | 4 |
| | 水際 | 77 | 154 | 74 | 97 |
| | 高水敷 | 2,446 | 2,752 | 1,956 | 2,181 |
| | 堤防 | 117 | 168 | 131 | 312 |
| | 合計 | 2,654 | 3,085 | 2,178 | 2,594 |

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

スポーツ、イベント、水遊びやボート、環境学習などのために、河川敷、水辺、水面を積極的に河川空間を利用したいというニーズがあります。また、堤防道路による分断や、河川敷へのアクセス施設がないことから川に近づきにくいことへの不満もあります。さらに、ゴミやペットの糞、河川敷への車の乗り入れなど市民のマナー向上も求められています。

なお、堤防道路については、車で安全に通行できるようになることが期待される一方、歩行者や自転車の安全性を高め、川沿いを歩ける道が確保されることも望まれています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民意見交換会の提言>

- ・旧街道との結節点や川と道が交差する橋詰めに「川の一里塚」など小広場を整備する必要がある。
- ・「遊べる河原」「降りられる場所」を確保し、市民との協働で「川辺の小路」を管理する必要がある。
- ・堤防等の緑化に取り組むべき。ただし、外来種を植えないなどのルールが必要。
- ・ゴミのないきれいな川づくりを進める必要がある。(藤前干潟、稲永公園、ヨシ原)
- ・用水を観光に活用するべき。(木津用水と新木津用水)
- ・渡し船をイベント的に復活させる必要がある。

<市民の意見>

- ・河川敷へのアクセスや駐車場が利用しにくい。
- ・駐車する場所が無く、水辺にアクセスしにくい改善が必要。
- ・河川敷で遊んだり、憩い、散策できるようにすべき。
- ・歴史や伝統を体験できる川沿いの散策路にすべき。
- ・河川敷で遊んだり、憩い、散策、サイクリング、釣り、バーベキューなどのレクリエーションを楽しみたい。
- ・子供や大人が安全に泳いだり、魚とりをしたり、川遊びできるようにすべき。
- ・サイクリングや散歩など安全に憩える空間にすべき。
- ・子供などが安全に環境学習や自然観察できる場があると良い。
- ・ボートやカヌーで遊べるようにすべき。
- ・堤防道路を車にとってより使いやすくするべき。
- ・車の利便性よりも、自然環境の保全を優先して考えるべき。
- ・車の騒音や排気ガスの対策を施すべき。
- ・河川敷や堤防道路のゴミやペットのフンの処理などの対策と利用者のマナー向上を図るべき。
- ・河川空間を安全でかつ利用しやすいような情報提供が必要。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の河川空間利用に関しては、堤防道路の安全性によるアクセス面での問題、不法投棄ゴミ、迷惑行為、不法耕作等の課題を抱えている一方で、環境学習や自然観察などの新たなニーズも増えており、貴重なオープンスペースとして、地域の方々の様々なニーズに対応していく必要があります。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.36



●写真2.1.11 庄内緑地(小田井遊水地)



●写真2.1.12 水面利用(レガッタ)



●写真2.1.13 土岐川水辺の楽校付近



●図2.1.18 高水敷の迷惑行為
中日新聞 平成17年5月26日(夕刊)



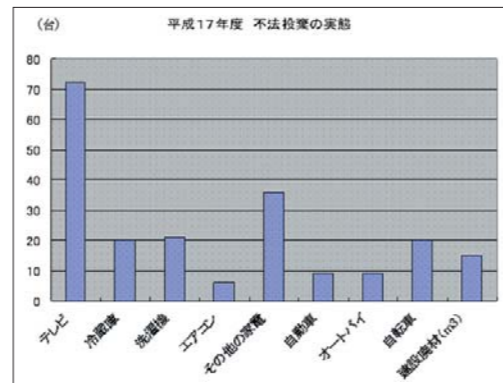
●写真2.1.14 堤防道路の歩行、堤防横断の困難さ



●写真2.1.15 不法投棄された粗大ゴミ



●写真2.1.16 ゴミの漂着



●図2.1.19 不法投棄の実態

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.37

3 自然環境

庄内川の緑や水辺空間は、都市化の進んだ流域に残された貴重な自然空間となっており、動植物の生息・生育の場として重要な空間となっている。このため、現在の河川環境の保全を図るとともに、横断工作物や護岸等の整備、高度な河川利用によって制約を受けた動植物の生息・生育環境の再生を図る必要がある。

また、庄内川はセイタカアワダチソウなどの外来植物が在来のヤナギ類を押ししのげ旺盛に繁殖している箇所があるとともに、魚類の生息種が少ないため、ブラックバスやブルーギルなどの、外来種の占める割合が大きくなっている。このため、外来生物による生態系への影響等に注意して、外来種の監視や適切な対応を図る必要がある。

横断工作物による魚類の移動阻害



●写真2.1.17 小田井床止め

合流部の落差工や護岸等により庄内川と支川との連続性がない



●写真2.1.18 内津川合流部

グラウンド等の利用により高水敷の植生帯が分断されている



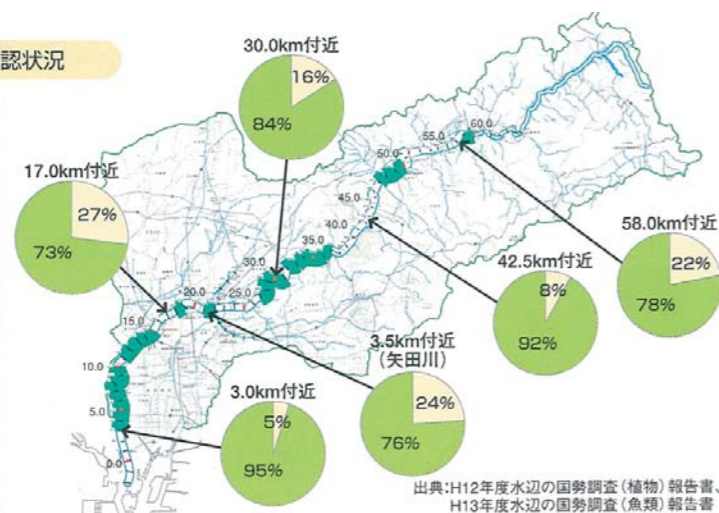
●写真2.1.19 13k付近の高水敷利用

コンクリート張護岸は生物が生息しにくく、急勾配の水際は水域と陸域の連続性がない



●写真2.1.20 多治見市内の護岸

外来種(植物・魚類)の確認状況



●図2.1.20 庄内川における外来種の確認状況

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

動植物の生息環境の保全だけでなく自然を回復し、多様な動植物が棲みやすい環境づくりを進める他、外来種についての駆除や隔離など、何らかの対策を施すことが期待されています。また、自然環境と洪水・水害防止の調和や、河川空間が生態系を救うという視点での検討が求められています。なお、魚道のデザインや管理の仕方について関係者が協働して検討する場も求められています。

【頂いた主な意見の概要】

<流域委員会>

- ・河川内の自然環境の保全とともに、失われた自然の再生が必要である。
- ・植物のみではなく動物の外来種対策が必要である。
- ・河川空間は流域の生態系も救う役割を担っているという視点が重要である。

<市民意見交換会の提言>

- ・河川の自然を回復し、水質の向上を図る必要がある。
- ・川の中の木を大事にする必要がある。

<市民の意見>

- ・自然を残すことが大事。
- ・動植物が棲息しやすく、自然豊かな川に。
- ・農業者や魚にとって害のある鳥を考慮。
- ・在来生物を尊重し、外来生物を駆除できる対策が必要。
- ・外来生物がいることは自然なこと。
- ・外来生物増加の原因や影響を明らかにすべき。
- ・整備しすぎずに自然を残し、また工事中は河川敷の動植物に与える影響を考慮すべき。
- ・干潟の保全すべき。
- ・ヨシ原を保全し、魚が生息しやすい川にすべき。(国道1号から下流の湿地)
- ・アシの保全の管理方法を検討。
- ・ビオトープを保全すべき。【近鉄橋梁-新前田橋交差点部】
- ・工事中は河川敷の動植物に与える影響を考慮すべき。
- ・ふれあい橋付近に野鳥の観察所やビオトープをつくるべき。
- ・魚や鳥などの動植物を守り、より棲みやすい環境に。【庄内川橋梁、志西の森、大留橋、野添川】
- ・魚や鳥や植物の生息しやすい川にすべき。
- ・土砂流出がオオサンショウウオに与える影響が心配。
- ・渡り鳥を守り、より棲みやすい環境に。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の自然環境は、都市化の進んだ流域に残された貴重な自然空間として捉え、現在残されている良好な自然環境の保全や、高度な利用により制約を受けている場所の自然再生が必要です。また、外来種について生態系への影響に注意し、適切な対応を図っていく必要があります。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.38

4 河川景観

庄内川の有する^{こけいざん}虎溪山などの山間溪谷美に富んだ自然景観や、下流のヨシ原等の広がる雄大な河川景観、クロマツやサクラ並木などは、庄内川の貴重な河川景観を形成している。

また、土岐市の織部祭り、多治見市の花火大会、西枇杷島の花火大会、きねこさ祭りなどが行われ、庄内川はこれらの中心市街地を貫流することから、都市の景観軸として重要な役割を担っている。これらの良好な河川景観の保全に努めるとともに、地域のまちづくり計画と一体となった良好な河川景観を形成していくことが必要である。



●写真2.1.21 上流部の玉野溪谷



●写真2.1.22 上流部のサクラ



●写真2.1.23 下流部のクロマツ並木



●写真2.1.24 河口部のヨシ原

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

コンクリート護岸などを避けて、地域固有の景観や環境の保全や維持とともに、地域の歴史や文化を川づくりに取り入れ、歴史的資源を保全することや、景観の見所を整備し、ガイドマップなどを通じて川の魅力を伝えていくことが求められています。

また、街づくりとの連動した川づくりや、河畔林や並木道の整備も期待されています。

【頂いた主な意見の概要】

<市民意見交換会の提言>

- ・ビューポイント(見晴らしのいい場所)を、川の見所として整備する必要がある。
- ・市街地の中の川は殺風景であり河畔に木を増やすべき。
- ・多治見は、コンクリートと護岸で美しさがいないため改善する必要がある。

<市民の意見>

- ・風景デザイン、維持管理への市民参加、協働事業を進める必要がある。
- ・堤防に並木があると良い。
- ・川づくりにも地域固有の歴史や文化を取り入れるべき。
- ・橋からの眺めが大変美しい。【明德橋】
- ・地域固有の河川景観保全や安全のため黒松並木は残すべき。
- ・地域固有の自然が残る美しい川の風景が大切。
- ・大規模工事により、地域の歴史的資源や住む人の関係が変わるのが心配。
- ・蛇池の桜並木を残すべき。
- ・ふれあい橋から見る風景が良い。
- ・家庭菜園の景観をより良くすべき。
- ・自然豊かなすばらしい溪谷美。維持していくことが大事。
- ・周辺の街や環境と調和したきれいな川にすべき。
- ・桜並木が伐採されて残念。

河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川は、虎溪山などの山間溪谷美に富んだ自然景観、下流のヨシ原が広がる雄大な河川景観、クロマツやサクラ並木など、庄内川の貴重な河川景観を形成しています。
- また、土岐市の織部祭り、多治見市の花火大会、西枇杷島の花火大会、きねこさ祭りなどが行われています。これらの中心市街地を貫流している庄内川は、都市の景観軸として重要な役割を担っており、地域のまちづくり計画と一体となった良好な河川景観を形成していくことが必要です。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.38

5 水質

庄内川水系の生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定状況は、下表に示すとおりである。中流部及び小里川ではB類型、下流部ではD類型となっている。

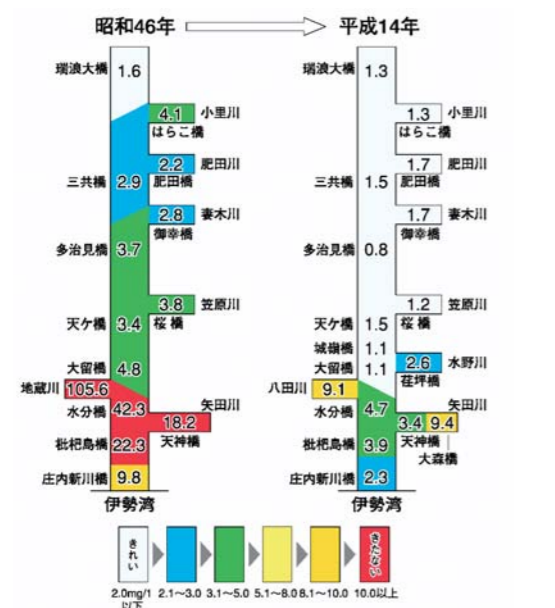
●表2.1.12 水域類型の指定状況

| 水域名 | 類型 | 達成期間 | 基準地点名 | 指定年月日 | 備考 |
|----------|----|------|----------------|----------|-------|
| 庄内川下流 | D | イ | びわじまぼし 枇杷島橋 | H8.3.29 | 愛知県告示 |
| 庄内川中流(2) | D | イ | みずわけぼし 水分橋 | H8.3.29 | 愛知県告示 |
| | D | イ | おおどめぼし 大留橋 | H8.3.29 | 愛知県告示 |
| 庄内川中流(1) | B | イ | しろがねぼし 城嶺橋 | H12.3.31 | 愛知県告示 |
| | B | イ | あまがぼし 天ヶ橋 | H12.3.31 | 岐阜県告示 |
| | B | イ | さんきょうぼし 三共橋 | H12.3.31 | 岐阜県告示 |
| 矢田川下流 | D | イ | てんじんぼし 天神橋 | H17.3.25 | 愛知県告示 |
| 小里川 | B | イ | はらこ橋 | H12.3.31 | 岐阜県告示 |
| 堀川 | D | イ | みなとしぼし 港新橋 | H9.3.31 | 愛知県告示 |

達成期間について
 イ：直ちに達成
 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

P.39

庄内川の水質は、昭和20年代から昭和40年代にかけて、陶磁器原料、^{ゆうやく}釉薬生産、製紙工場などの排水や生活雑排水の流入により悪化した。その後、水質汚濁防止法(昭和45年)による排水規制や下水道整備等により改善され、環境基準の類型指定の変更が行われてきた。



●表2.1.13 庄内川のBOD(平均値)で見る水質の改善率 (単位:mg/l.%)

| 地点 | 昭和46年 | 平成14年 | 水質改善率 |
|-------|-------|-------|-------|
| 多治見 | 3.7 | 0.8 | 78 |
| 天ヶ瀬 | 3.4 | 1.5 | 56 |
| 大留橋 | 4.8 | 1.1 | 55 |
| 水分橋 | 42.3 | 4.7 | 89 |
| 枇杷島橋 | 22.3 | 3.9 | 83 |
| 庄内新川橋 | 9.8 | 2.3 | 77 |

出典：庄内川水質資料、昭和46年は水質年表

出典：庄内川水質資料

●図2.1.21 庄内川のBOD変化図 (BODは平均値)

頂いた意見の要約

【頂いた意見の要旨】

工場、生活、窯業、ゴミ処理場からの排水が水質悪化をもたらしているのではないかと懸念されています。水質浄化の対策として、企業との連携や市民意識の向上、水質基準のランクアップ、支川や用水路への導水、流域や地域全体が連携した取り組みなどが必要です。整備水準として、安全に泳いだり、川遊びができる程度まで水質が改善されることを希望します。分かりやすい水質の目標が立てられること、定期的な水質調査の実施、水質だけでなく悪臭への対策も期待します。昔に比べて庄内川・土岐川の水質が改善されました。

【頂いた主な意見の概要】

＜流域委員会＞

- ・排水規制の強化では企業との連携調整が必要である。
- ・河川の水質の問題は名古屋港、伊勢湾まで含めた問題であり、合流式下水道の改善等、流域全体で考える必要がある。
- ・河川の水質を環境基準に適正にランクアップしていく必要がある。

＜市民意見交換会の提言＞

- ・河川の自然を回復し、水質の向上を図る必要がある。
- ・水質の改善が必要。(八田川合流点、愛岐処分場周辺、小里川合流点、源流)
- ・土岐川上流のpH(ペーハー)が高いので、定期的に水質調査を行い、かつての魚がいた環境を取り戻すための対策を考えるべき。

＜市民の意見＞

- ・泳げる、安全に水とふれあえる、多様な魚がすめるなど、目標を立てて水質改善に取り組むべき。
- ・水質を悪化させている根源を断つ対策を施すべき。
- ・小里川、堀川への導水による水質改善。
- ・水質向上のため、上下流の市町村の連携。
- ・水がきれいになって嬉しい。この水のきれいさを保つことが重要。
- ・水質だけでなく悪臭もなくすべき。
- ・水が汚い。きれいな水になるように、市民一人一人が水質に関して意識を高く持つことが必要。
- ・水質向上など流域全体の問題解決のため、上下流の市町村の連携を図るべき。

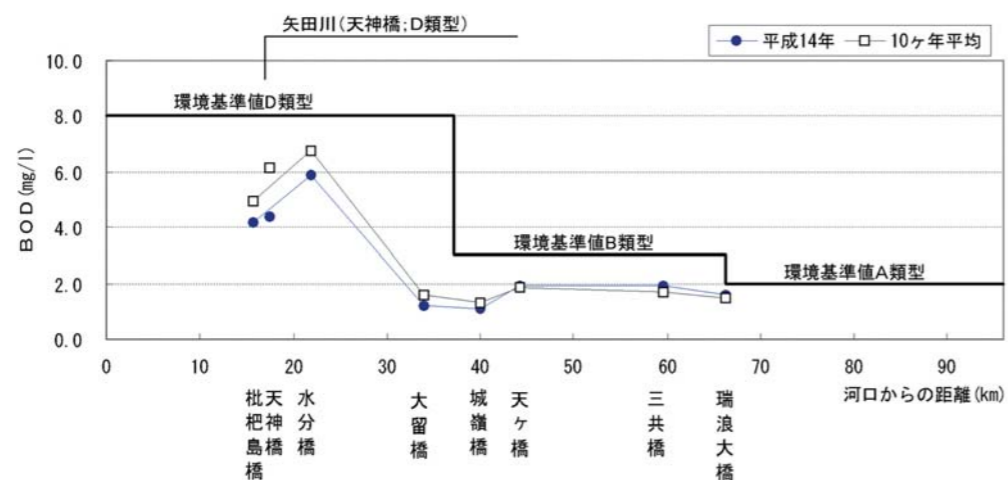
河川整備計画(原案)への意見の反映における考え方

- 庄内川の水質は、近年かなり改善され、BODは概ね環境基準を満足していますが、全国の一級河川では下位にあり、「水の色」、「水の臭い」、「水の泡立ち」、「ヘドロ」等の問題があり、生物の生息環境や親水利用に対して好ましい状況になっていません。また、地域からはさらなる水質の改善が求められています。そのため、各家庭や工場等からの排水を改善することが重要であり、下水道管理者と協力し、流域住民への啓発を行っていく必要があります。
- 年間10件程度発生している水質事故や、小里川ダム水質保全のために、今後とも継続的な水質の監視を行い、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.39

現在、水質は改善傾向にあり、BODは概ね環境基準を満足しているものの、庄内川下流部や矢田川では環境基準の類型指定がD類型であり、全国の一級河川では下位である。「水の色」、「水の臭い」、「水の泡立ち」、「ヘドロ」等の問題があり、生物の生息環境や親水利用に対して好ましい状況となっていないことから、地域住民等からさらなる水質改善が望まれている。



●図2.1.22 庄内川のBOD縦断変化(75%値:平成5~14年)

P.40

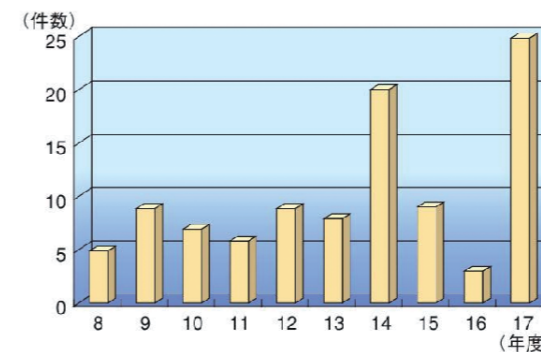


●写真2.1.25 米ヶ瀬の床止め (生活排水の影響により発泡現象が目立つ)

油類等の汚濁物質の流出による水質事故については、年間10件程度発生しており、水質自動監視装置による水質監視を行うとともに、庄内川水系水質保全連絡協議会による情報連絡体制の充実、水質事故対策マニュアルに基づく下流への拡散防止対策等を実施している。

◆庄内川水系河川整備計画(原案)：第2章 第1節 第3項

P.40



●図2.1.23 水質事故の発生状況(平成8~17年)

●写真2.1.26 水質事故対策 (オイルフェンス、オイルマット)

小里川ダムでは、上流の市街地から生活排水や産業排水が流入していることによる富栄養化現象や、洪水時の濁水の長期化や、冷温水現象、貯水池低層のDO低下が懸念されており、表層循環設備や水質浄化施設、バイパス管などの水質保全対策を実施している。

今後とも、継続的な水質の監視を行うとともに、状況に応じた対策を行っていく必要がある。